

われも国民とともにひとしく非常な関心を持つと同時に、これがほんとうに内容の充実した法律として成立し、また、政府当局もこれの遂行について万全の用意と熱意を持って当たられんことを希望いたしますが、まず第一問といたしましては、政府にははたして十分にこの法案の目的としておるものを達成する御用意があるか、御決意があるか、このことをまず第一にお尋ねしたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣 最近の世界的傾向につきましては、お話しのとおりでございます。わが国におきましても、他産業の成長に比べて、えてして農業が自然的に経済的に社会的にいろいろ不利な条件にある、それを是正して、他産業との均衡のあるりっぱな産業にしなければならぬ重大時期に私は来ておると感じておるのであります。従いまして、政府といたしましては、御審議願っておりますこの農業基本法をもとにいたしまして、今後農業がrippaな企業として成り立つよう、万全の努力をいたしたいと考えております。

○綱島委員 ただいま、十分な御努力を願うという御答弁でございましたので、特に私は念を入れてさらに伺っておきたいことは、御承知の通り、近代産業の体系は著しい機械力の発達によって生産が非常に増強した。ところが、農業というものは、この機械力を利用する度合いが他の産業に比すれば非常に困難でございます。たとえば、工業でありますと、一つの生産品を作るといふことになれば、目的品それ自身にすぎない科学力を集中してやるのでございますが、農業は、作る目的

物は科学力によって人為的にやることはほとんど困難でございますが、その生産を助成する外形的なものに機械力を利用するものであります。米なら米というものを作するために、機械力を米の製作そのものに使うわけにはいかぬ。やっぱりこれは一定の自然の現象でできているのでありまして、ただ現象を助成するためのいろいろな施設に機械力を利用するというにとどまるのであります。これが他産業と非常に異なる点でございます。ここに農業生産の困難性が第一に存するのでございます。それから、次に問題になりますのは、農産物の特殊なものあるいは特殊な時期を除きましては、一般的には農産物というものは商品化率というものが非常に低位にあるのであります。機械力の利用の結果、日進月歩の生産で非常に商品化率の高い近代製品というものが他の産業にはできるのでございます。農産物というものは、商品化率が非常に薄い。去年の米だから大した米じゃなかったが、ここの米は大へんな米だという発明はほとんどございせん。ただ野菜とか畜産でわずかな違いが出てくるだけであって、基本的な生産品については、その商品化率というものは非常に少ないのであります。この進歩の少ないということが、実は需要を拡大することができない。農業生産品の需要が拡大しない。需要の拡大しない産業は、特殊な価格政策以外ではその所得を補うことは非常に困難でございます。この点が第二に非常に農業が他産業に立ちおくれ、農業政策というものは、人為的に特別な措置をするのでなければ、単に漫然

として経済上の進歩とか科学上の進歩に基づいてやるといふわけに参らないのでございます。ことには、御承知の通り、農業の産物の必要量の総量というものは、大体他の工業生産品とは比べものにならないほど増加がない。商品化率が高くない。量的に実は必要量が足りない。こういう点が第二の欠点でございます。第三の欠点は何かというと、近代産業の基本的構成をなすところの計画生産が農業ではほとんど不可能である。なるほど多少の計画はございまして、雨が吹けばそれっきりになる。雨の降り方が足らずでもいかぬし、降り過ぎていかぬ。日が照らぬでもいかぬし、日が照り過ぎていかぬ。こういうように、計画生産というものは一つの希望にとどまる。これが実は農業の持つておる基本的な欠点でございます。これが産業としての農業が所得の上に劣敗をいたして参る基本的な事情でございます。

この三点について、総理大臣は大体どのような御決心があるか、農業基本法案が法律になつたら、この諸政策を十分に履行されてこれをやられる御意思があるかどうか、この点を伺っておきたい。

○池田(勇)國務大臣 お話の通りの点がございまして、農業基本法におきまして、所々にありますように、農業というものは基本的には自然的・経済的・社会的に不利な点がある、われわれはこの三点を中心としてその不利な点をできるだけ是正していこう、こういうことが基本法の骨子であるのであります。

○綱島委員 実は、この政策は、言う

にはやすく、非常にむずかしい。むずかしいから、各国がこの通り非常に苦労したしております。一応見ると必要な予算と思えるもので計上しなければならぬような実情になって参って、それが実は農業の持つ特性でございますので、特にこの点は御留意を願ひたい。

次に、第三問をいたします。これは世の非常な誤解を受けてまして、社会党さんなどにはえらい魅力になりました。貧農切り捨て論と世に称せられる議論であります。これについては、内閣から出されたこの基本法によると、そういうことは一つもない。そこで、この貧農切り捨て論というものはどういふところから起こってきたのか、私もほとんど理解に苦しむのでございまして、けれども、先ほどから申し上げましたように、農業というものが、農業生産品の需要はあまり拡大をしない、必要量が増加しない、そうして他の工業などは生産品の必要量が非常に上がってくる、そこに需要度の差というものが非常に出て参りますが、遅々としてではありますけれども、農業もやはり生産はふえて参る。そこで、必要度が割合に増加しない産業は当然人口が減るざるを得ない事情に相なるのであります。これをどうすればいいか、また、どうして一体農業の他産業に対する劣勢を補うて、先ほどお答えになりましたように社会・経済上の不利を補正するか、そのお考え方、あわせて、貧農切り捨てではないのか、これは切

きり一つこの際お答えを願ひたい。

○池田(勇)國務大臣 私は、貧農切り

捨て論というものは、農業の実態を御存じない言葉だと思ひます。――どなたがおっしゃったかわかりませんが、今の日本の農業の経営が非常に零細経営である、他産業のように制約を受けなくてどんどん伸びるのでなしに、土地というものが大体きまっておりますから、そうして人口はふえるとも減らない、こういう状況で、ほかと比較してみますと、一町当たりの日本の生産性というものは、よその国に比べて相当上位といひますか、比較にならぬほど、土地面積に対して二倍、三倍の生産性がある。しかし、一人当たりの所得になりますと、他の国の十分の一とか五分の一とか三分の一というふうな状況であるのであります。この実態を見て、そうして、他の産業がどんどん伸びて所得がふえるというときに、これまでの徳川時代そのままの農業人口を置いておいて、そうして農業といういろいろな制約を受けた産業に従事している人の所得を上げようなんということは、これは不可能でござい

ます。だから、これは切り捨てじゃない。農業をrippaな企業として成り立たすためには、発展的に農業従事人口が他のrippaなよりいい職場につくということが自然の勢い。切り捨てじゃない。切り上げと申しますか、ほんとうに農業人口を切り上げていこうというのであります。いつまでも今の人口をもつて徳川時代の経営にしておいて、そうしてやるということは、貧農助成論。切り捨て法というのを言う人は、貧農をそのまま温存する貧農助成論に通ずる議論であつて、私はとらざるどころである。農業の実態、今後の状況、これを考えるならば、今の農

業

業人口をできるだけもつとよりよい職場にしたい。そうして、進んで農業に従事しようとする人の生産性の向上、生活の向上をはかるということが、政治家としてとるべき策である。いつまでも貧乏を温存して生活水準を切り下げてはかた比べて非常に悪い条件に置こうという貧農助成論には、絶対にくみ得られないのであります。

○綱島委員 総理のお考えになっておることは大体読めますが、実は、その問題は非常に困難な問題でございまして、特に施策にあたっては十分な御考慮をわすらわしておきたいと思ひます。

次に、御承知の通り、政府提出の法案の第一条にはこの法案の目的が列記してありますし、第二条に大体的な施策を書いておられます。第三条には大体的な地方公共団体の中央政府と対応してなすべき義務が規定してございまして、第四条に規定されておりますのは、一項と二項で、実はこれが世の中の誤解を多少生んでおります点でございまして、特にこの際明らかにしておいていただきたいと思ひますことは、経済上のいろいろな施策に対応して法制上及び財政上の処置をしなければならぬ、こういう規定がございまして、ところが、同時に提出されております社会党の案には、予算を計上しなくちゃならないという規定がある。これがために、ややもすると、自民党の案、政府案は、これは予算などはいいかげんにして、ろくに組まずにごまかして、そして財政上の処置をするという言葉で逃げているのじゃないか、こういう疑いが非常に農村に深いのです。この際一つその点については明らかに言明

をしていただいて、財政上の処置というものは、予算処置も、あるいは税制、減税等の処置もみんな含んだ非常に厳密な意味であることを総理大臣の責任において明らかにして、今後、その後に書いてございまして土地改良でございまして、あるいは農地造成の問題でございまして、あるいは協会の問題、あるいは農地信託の問題、遺産相続の問題等については遺憾なき措置を講ぜられると同時に、少なくともこの予算措置については十分なる責任を持っていたといたうことを明らかにしておいていただきたいと思います。御所見はいかがでございませうか。

○池田(勇)国務大臣 私が施設方針演説でも述べましたように農業をりっぱな企業として成り立たせ、そして農民の方々が他の産業と比べて均衡がとれるように伸びていくような施策をやりますことは、難事の中の難事でございまして、いづかばだれかがやらなければならぬ重要な国策であるのであります。今までも補助金とかいろいろなことをやって参りましたが、特にわが党といたしましては農業に對しまして一番力を入れたのでございまして、今までのようなやり方ではほんとうにりっぱな農業を作り上げるのには十分でない。そこで、私は、この難事の中の難事を自分から買って出て、りっぱな農業を作り上げようという決心をいたしましたのでございまして、従いまして、社会党さんの法案もちょっと読んで、社会党さんの案も、この法制上、財政上の措置というものは、非常に広い意味なものであります。これは予算の金額だけでどうこうというわけのものではないのです。いろいろな立法措置を伴います。また、

予算だけではございせん。お話のように、税制その他各般の財政上の措置でございまして。予算の確保とか、単に予算をいって参りますが、これはもちろん予算は財政措置の重要な部分でございまして、単に予算だけでございせん。——ごまかすというの言葉が、悪うございまして、単に予算だけで満足すべきものではないのです。財政上いろいろな措置をしなければいけません。負担の関係とか、単に補助金とか、広く財政上とやうなものでございまして、もちろん予算その他も重要な部分でございまして、もっと広く書いておいた方が御安心がいただけるのじゃないか、こう思ひまして、実はこれは閣議で私は発言したような次第でございまして、予算その他万般の措置を財政上の措置に入れてやっていく考えでございまして。

○綱島委員 次に、経営構造の問題で……。(その点どうしたのだ、ごまかされてだまされていられるのか、と呼ぶ者あり) わかった。よくわかりました。

次に経営構造の問題でございまして。御承知の通り、この経営については、家族自立経営をするということを中心とする。社会党案は協会の案として、なるほど農民の所有権というもののについては農民の所有権を留保してございまして、実質上はほとんどこれはホルホーズやソホーズの思想に大体通ずる書き方だと思ひます。そこで、この共有の思想というものをわが国に持ってきたらどうなるか。御承知の通り、ロシアでも山間地帯は非常に困っているようです。

実は農民がたびたび反乱を起こしておる。そこで、こういう思想を日本の農村に持ち込むことは非常に警戒しなくちゃならない。そうして、日本の勤勉な農村の今日までの勤勞性、かたい思想、かたい生活体系というものの上に、文藝的な、所得も他産業と均衡を得た社会を作る、こういうことにわれわれは努力せねばならぬと思ひているのでございまして、総理は、この経営が家族自立経営を主体としたとして、なおどうしてもやむを得ぬものについては協業体制をとるといふ御提案でございまして、これについてはどう御用意がございませうか。そのために、関連する農業諸団体の問題、それらの問題についても十分御留意を願われることとございませうか。そのためには費用も要することができて参りましようが、そういうものについても十分な心を使われて、それに値する御施策が願えましようか。この点をこの際明らかにしておきたいと思ひます。

○池田(勇)国務大臣 私は、農村に生まれて、農村のことは少しは知っています。農民の土地に対する執着心というものは大へんなものでございまして。戦後における日本の農業の急速な発展は、やっぱり農地改革がもとになり、農民の土地に対する執着心というものは、これはもうぬぐい去ることのできない重要な問題であります。これを中心として農業を伸ばしていく、これが家族農業をわれわれが本筋とするゆえんであるものでございまして。しかし、規定その他につきまして、あるいは土地の譲渡その他につきましてなかなか困難という場合には、補助的に協業というものを認めて

いく、原則はやっぱり家族農業中心で、今のホルホーズとか人民公社というふうな思想は私にはとらない。日本人に合わないと思ひます。だから、やはり、農民の土地を愛する觀念、これを伸ばしていく、それを原則としていく。そうして、補助として、特定の場合におきましては協業も認めていこう、こういう考えでございまして。これがやはり日本の農民に一番合った、三千、四千年来の考え方だと私は思っております。

○綱島委員 日本の農民の習性というふうには話されましたが、これは、むしろ、根強い日本の國の持つてゐる性格、多種多様で、同じ畑でも上ぐろと下ぐろは性質が違ふという、極端に言へば一反々々企部その田地畑畑がおのおの違った生産力を持つてゐる、違つた特質を持つてゐる、こういうことか。そして、実は能率的にもおのおのその人たちがこれを私有として経営することに生産の増強があるということもあわせてお考えを願ひたい。これは、ひとりいろいろな制度から来ただけであつて、実は、気象風土の関係、土地の持つてゐる生産要素の関係から決定されてきたものが非常に大きな事情であるから、漫然とただ制度の改革でやろうとしても、土地が変えられない以上は、気象風土が変えられない以上は、だれかが乱暴にこれを変えようといつたて、それは失敗に終つてゐること、むしろその点では農民に対する一つの反逆ともいふべきものである。こういうことについての御注意を十分に払つていただきたいということをこの際希望をいたしておきます。

○池田(勇)國務大臣 お説の通りでございます。

○倉成委員 関連して……。

○坂田委員 倉成君。

○倉成委員 私は、綱島委員の御質疑に対して総理大臣がいろいろ農業の基本的な考え方についてお話しになったことに関連しましてお尋ねをいたしてみたいと思います。

まず、家族農業経営をとるかあるいは協業をとるかということは別にいたしまして、今日の日本の農業にとって一番大切なことは、国民経済の中において農業をどのように位置づけるかという基本的な観念を確立することが一番大事なことではないかと思うのであります。イギリスの例を引くまでもなく、イギリスが穀物法を一八四六年に撤廃をいたしまして、海外農業との競争にこれをさらし、工業国の道をたどったのでございませうけれども、第一次大戦後は、後進国がだんだん工業化して参りまして、工業が生産物の販路という面で行き詰まって、従来の自由放任政策を保護政策に切りかえて今日に及んでおるのでございます。日本の場合に、この農業は非常に金のかかる農業である。しかし、総理は、予算委員会の中で民族の苗しろであるというように表現も使われましたし、また、綱島委員の御質疑に対して、むづかしいけれども企業として成り立たしたいというようにお話しもございました。そこで、国民経済の中で農業の役割というものは、その時代、国情によっても違ふのでありますけれども、日本の場合、農業をどういうふうな位置づけてお考えになるかという基本的な考察

えをもう一度伺ひしてみたいのであります。

○池田(勇)國務大臣 私は、経済的に見ましても、日本の農業は、その土質といい、雨量といい、太陽熱といい、各方面から見まして、日本は農業に適している国と私は考えておるのであります。だから、施策よろしきを得れば、他の国にまさることも劣らないりっぱな農業国として立ち得る。これは、また、産業として、工業、商業、農業、この三本の柱で私はいきたい、またいくべきだ、その条件を持つておるといことが、経済的に見て、民族の点から見まして言える。私は、先般も申し上げましたように、農業というものは、ほんとうに原始産業でありますけれども、民族の苗しろなんだ。ある人は、都会は墓場であり、農村は苗しろである、こう言っております。この大事なる、民族の発展の上から言っても必要な産業、こういうことから農業問題を考えていきたいと思っております。

○倉成委員 日本が農業としてもいろいろすぐれた条件を持つておる、また、農業は、単に経済的な企業としてでなく、民族の苗しろとして非常に重要な意味を持つておる、こういう総理のお考えに対して、私も全幅の賛成をいたすものであります。さて、今日の農業を、それならばどうしてものと企業的なものに、また民族の苗しろといわれる農民の生活を、どのようにして他の産業との格差をなくしていくかということは、また非常に大事な問題であります。

そこで、先ほどもちょっと綱島委員からもお話がありまして、人口が減っていく問題について、食農切り捨てでなく、食農切り上げだというお話で、これについても興味深く拝聴したのであります。人口を減らす、あるいは人口が減っていくだけでは産業としては成り立たないのであります。もちろん、農業が近代化するための要件として、経済の進歩に従って人口がある程度減っていく、これは自然な勢いであるし、また、そうしなければならぬと私も信じます。しかし、今日の農村の実情ではどういふことになるかと申しますと、働き手がなくなると、今度は人口が足らないというふうなことで、人口がむやみに減って参りますと農業が非常に荒れ果てた姿になっていくということが現実である。従って、人口が減っていくというだけではなくして、もっとほか重要な問題がここにあるのではないかと考えるのであります。が、これらの点についてどのようなお考えをお持ちか、伺いたないのでございます。

○池田(勇)國務大臣 これは、日本人の特性と申しますか、一を言うとしてそれが全部一になってしまふように考へやすい。私が農業人口が減ると言ったら、もうりっぱな労働力を持つておる人は農村にいないようになる、すぐそう考へることがいかにない。私は、余った人がいくんだ、りっぱな人が自分分は農民として立つんだという、その農業を作り上げるようにしなければならぬと考へておる。だから、人が減ったら農家には何もいらない、有力な新聞でも、それじゃ農村は女と子供と年寄りだけになるじゃないか、こういうことを書きますが、これは日

本人の悪い考え方でございます。りっぱな人が残るようにしなければいけません。半分になれば一人当たりの所得が倍になります、それだけじゃいかない。最近の日本人の生活水準の向上によりまして、食べるもの、いわゆる食に対する考え方がだんだん変わって高度化しつつあるのであります。だから、私は、米麦というものでなしに、畜産、果樹等をやっていくならば、その生産性の向上が期せられると考へております。従って、りっぱな農民が残る、そうしてりっぱな企業として多角的にやっていると、日本人の食生活の嗜好が変わっていくことに応ずるような農業経営にしたい。いわゆる多角化と申しますか、これには一戸当たりの耕作面積も相当ふやしていかなければならぬ、こういうことで進んでいくべきだと思ひます。

○倉成委員 人口が減ったからといってすぐ農業がよくならないという意味を申し上げましたのは、残された農業が近代化していくためには、どうして資本装備をもっと充実をして、また、近代化の農業にするための技術がこれに伴わなければならないということに指摘したかったのでございます。

御承知のように、明治二十三年に日本の国立の農業試験場が設けられました。この明治以来の技術が昭和の時代になりました。結果いたしまして、日本の農業生産は非常に飛躍的に発展をして参りました。しかし、今日までの日本の農業の技術は、御承知のように、土地を節約する技術、すなわち品種改良であるとか肥料であるとか、こういうのが中心でありまして、労働を節約する技術、すなわち機械化であるとか

あるいは土地改良というような問題についてはやや薄い点があったのではないかと思ふのであります。新しい農業経営を作り上げていくためには、どうしてもこれらの進歩に適應した技術を確立することが必要でございます。たとえば、畜産の経営を考へてみましても、畜産はこれから伸びていくと言ひながらも、今畜産の経営は一頭、二頭の畜産では赤字なんです。少なくとも五頭ないし六頭なければ黒字が出てこないというのが農業の経営の実態であります。そうすると、この試験研究の機関あるいは末端で苦勞しておられる普及員の人々は非常に努力しておりますけれども、しかし、これらの技術がまだ十分確立してない。これらのためには、たとえば近代産業であれば日立製作所一つで五十億円の金を試験研究に投ずるといふことができるのでありますけれども、農業は蓄積がないからできません。どうしても技術の確立のために積極的な施策を講じて将来の方向を考へなければならぬ。また、これらのための金は惜しんではならないと考へるのであります。いかがなものでございませう。

○池田(勇)國務大臣 お話の通りに、明治、大正時代におきまして農業の中心は米でございまして、米に関する研究は非常に進み、品種改良も行なわれたのであります。最近の米の増産は品種改良がその一つの原因でございまして。そして、最近では、農業の機械化というので、三馬力、四馬力の耕耘機を農家が持ちました。今のような一反とかあるいは五畝とかいうふうな区割りでは、耕耘機も使ひようがないのです。だから、牛馬よりもかえって時間

がかかるというふうなこともありすし、やはり、農地を平地では五反とか八反ぐらゐにするような格好にしていかなければだめである、そして、耕耘機も、三、四馬力でなしに、二十馬力、三十馬力で、一尺二、三寸ぐらゐ深く耕すようにすべきだと私は考えております。何分にも、今まではそういう土地の制限がありましたし、それから米麦中心でございましたが、今後はそれではいけない。それで、急に畜産の方をやりまして、畜産関係は獣医の人が専門でございます。ほんとうの畜産の指導員というものはなかなかない。私はせんだつても聞きました、千葉県なんかに行きますと、農家の方が指導員よりもよく知っているというような状態でございます。今後この農業基本法をやっていく上におきましては、畜産、果樹、また、新しい野菜の栽培法、これに十分力を入れていかなければならぬ。私はここで農林省にお願したいのは、米麦中心から脱却して、農業全体の技術、ことに、おくれた畜産、果樹の方面に一つ十分力を入れていっていただきたい。これがやはり農業をよくするものでございまして、そういう考えで農林大臣に御研究願つていく次第でございます。

○坂田委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○坂田委員長 速記を始めて下さい。
暫時休憩いたします。
午前十一時五分休憩
午後一時四十五分開議
○坂田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出の農業基本法案及び北山愛郎君外十一名提出の農業基本法案に対する質疑を続行いたします。倉成君。

○倉成委員 私、午前中の質疑におきまして、農業を近代化するための重要な要件として、資本整備の充実と、特に技術の向上ということが必要であるということを申し上げたのであります。従来の技術がとかく土地節約的な技術に片寄つておりました、これから先の農業の技術は、どうしても労働節約的な技術が必要であり、同時に、営農と結びついた技術が必要とするところを考へるわけでございます。そこで、従来の試験場やあるいは研究機関、普及機関等で非常に欠けておる点をこれから抜本的に改めていかなければ、農業の近代化はできないわけでありまして、たとえば、果樹等につきましては、これまで国の施策というよりもほとんど民間の力によって伸びてきたわけでありまして、そこで、これらの技術的研究あるいは普及のためには、思い切った金を投じて、財政金融について金を惜しむべきでないという考え方を持っておるのであります。総理はこれに對してどのようなお考えをお持ちか、お伺いしたいのであります。

○池田(勇)國務大臣 今後農業の近代化、多角化に向かつていきます場合に、技術指導、また高度の技術を要することはお話の通りでございます。金を惜しまずということでございますが、金を十分大事にしながら、大事な金を使うのでございまして、か能率の上がするようにいたしたいと考えております。

○倉成委員 技術の重要性につきましても、総理並びに農林大臣の補足説明においてある程度わかるのでありますけれども、ほんとうに今後の農業の近代化をやるためには技術が一番中心的な課題になるという認識を総理御自身お持ちにならないと、大蔵大臣その他の財政的な理由によってどうしても金が惜しまれてくる。これでは、一文惜しみの銭失いということわざにもあるように、ほんとうの近代化というものはできないと思うのであります。さらに、これらの問題と関連して、資本整備を充実するためには、今日の農業の力では蓄積の能力がございせんから、どうしてもここに財政の措置、また金融の措置が必要になって参ります。今年の農林予算はある程度ふえて参りましたが、日本の農業

に対する財政は、農業生産額に対する比率から見ますと、イギリスの四二%、アメリカの一〇%、イタリアの七%、西ドイツの七%等々と比べますと、決して高いものではございせん。従つて、農業を国民経済の中で総理の言われるように企業として成り立たせようという意欲に燃えておられるならば、これらの財政措置については十分惜しまないでやうに配慮が必要であらうかと思ふのであります。

さらに、金融の問題で、特に経済の専門家である総理にお尋ねしたいのでありますけれども、農業の金利が非常に高い。これはわが国の一般の市中金利が西欧各国に比べて高いということからも来ておるかと思ひますけれども、市中金利にいたしましては、西ドイツの平均七分五厘を別といたしますと、アメリカ、イタリア等は三分前後であります。日本の場合は八分二厘、そういうふうな非常に市中金利が高いし、農業の場合になりますと、長期、低利の資金を必要とするにかかわらず、日本の長期資金は五年ないし二十年で、最低三分五厘から七分五厘という資金でありまして、欧米では七十年に及ぶ長期資金を三分ないし五分で貸しているという実情でございまして、短期資金につきましては、日本の場合では一割以上、諸外国では農業の短期資金が三分ないし六分というふうな非常に安いのであります。これらの点は日本の経済構造に由来するかとともに思ひますけれども、一体どういふところにこういう原因があるか、また、農業の近代化を推し進めようという意欲があるならば、これらの金利の水準についてどういった施策を講ずるかとい

うことについて、総理が日ごろ専門とされます立場において明快にお答えをいただきたいのでございます。

○池田(勇)國務大臣 近代農業を形成しますためには財政的措置を十分とらなければならぬことはお説の通りであります。財政的措置ばかりでは十分でないところもございまして、金融的にこれを補完しなければなりません。金融で補完する上におきまして、財政投融資と農林漁業金融公庫でやっておりますのであります。本来の形態の農林中金等が、今の農業に對しては十分の金融的立場が十分利用せられていないのではないかとはいへないが、あります。たとえば、系統でずっと集まって参ります、米代金は、ふえた相当部分が実はコールに出るというやうなことで、日本のコール市場の相当の部分が農林中金の金によつてまかなわれてゐる。それが農民の米代その他のものである。こういうことは改めなければいかぬ。そこで、今般の予算関係におきまして、農林漁業の長期資金あるいは短期資金等にいたすべく、利子補給的の考え方を進めていっておるわけでございまして、何と申しまして、農林漁業という長期資金を要するところにおきましては、長期にしかも低利にやらなければいけません。長期であると同時に低利でなければなりません。だから、今までも自作農創設その他につきましては他よりも低利の資金でやっております。しかし、これは、低利であつても資金量が足りない、こういうことで、資金量をふやすと同時に低利にしなければならぬ。その施策につきましては、今回措置いたしましたやうな利子補給等々をやっていくよりほかに

仕方がないと思います。ただ、日本の金利水準は、お話の通り、ドイツは相当高うございますが、他の国に比べますとなおのこと、ドイツより以上に高いという状況でございます。最近の金融正常化によりまして、だんだんと金利も低下の方向に行つて喜ばしいこととございますが、一般産業資金と違つて、農業というものは、先ほど申し上げましたように、その特殊性から言つて、長期であり、そして低利でなければならぬことはお話の通りでございます。この点に向かつて努力を進めていっておりますし、また、今後もその努力を続けていきたいと思つております。

○倉成委員 長期、低利の資金を必要

とするということについては総理もお認めになったわけですが、現在の段階ではまだ施策は不十分だということを指摘申し上げたいのであります。これはもちろん一挙にいろいろなことをやるのは全体の金融体系その他の問題があらうかと思ひますけれども、農業の現実をどう認識するかというその認識の程度によって、これらの問題は大きな政策として進めなければならぬということを指摘申し上げておきたいと思ひます。

次に、私は、農業の問題を論ずる場合に、その地域性ということを強調したいのであります。北海道の農業もあれば、九州の農業もあります。災害を受けたところもあれば、豊作のところもある。そういたしますと、画一的な所得水準の上昇というようなことを考えまして、実際の具体的な農業をやっております農家にとっては、絵にかいたもちになる場合が非常にあるのであ

ります。その極端な例といたしまして、たとえば、山間僻地であるとか、非常に傾斜地、砂地の場合であるとか、離島であるとか、こういう地域におきましては、近代化をやるうとしても、ほかに雇用の機会を求めようとしてもなかなかできない低所得層の農家が多数あることも否定のできない事実であります。これらの問題に對しましては、諸外国におきましても、アメリカでさえ大統領の直接の諮問委員会等を設けまして特別な措置を講じておるのでありますけれども、これらの地域性あるいはその極限の姿であります低所得の農家に對してどういふふうな配慮をお考へになるか、総理の御所見を伺いたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣　先ほど申し上げましたごとく、米麦中心で、しかも平地農業ということが今まで主であったようにございます。お話の通り、離島の問題とか、あるいは平地でない段々畑の問題等につきまして、今後十分考えていかなければならぬ。土地改良、土地がくずれないようにすると同時に、段々畑に合うような農業というものもを考えていかなければならぬ。それは、やはり、自然的現象といたしまして、そういうところでは果樹が今主たる問題になっておるのであります。そして、たとえばミカンなりビワにいたしましたとしても、すぐ収穫があるわけではございません。五年、十年、十五年、くらいたたなければいかぬということになりますから、ミカンとか果樹の問題につきましても相当長期にわたるわけでございます。だから、私は、米麦中心でなしに、ほんとうにその土地に合ったような作物をやっていくかな

ればいかぬ、こう考えておるのであります。私の国のことを申して恐縮でございますが、離島で三百メートル、三百五十メートルの高さへいろんな肥料をかつぎ込んでやる、そして相当ミカンの収穫をあげております。これはミカンのカン詰その他海外にも行くようになつております。こういうことにつきて、今までは粒々辛苦して五本なり十本なりふやしておつたのを、計画的に相当ふやす、それには相当の長期、低利の資金でやつていかなければならぬ、こういうことになつてくると思いますが、御承知の通り、今まで、農林省におきましては、果樹園芸という方はほとんど見向きしてない。生活水準が上がると同時に、果樹園芸の需要もふえてくる。またそれが収穫が高度であるのでございますから、私は、それをやるには、まず第一に、やはり長期、低利の資金ということをやつていきたいと考えております。

○倉成委員　これらの地域差の問題あるいは低所得の農家に対する対策についてはできるだけ長期、低利の資金を考へたいという総理の言葉でございますから、非常に力強く思うのでありますけれども、私は、低所得の農家に対します施策は、単なる長期、低利という資金だけではなくして、やはり、どういうことをやつたらいいか、その指導あるいは特別な訓練、施策というのが必要じゃないかと思うのであります、これらの施策が従来の農林行政の中に非常に欠けておるということを御指摘申し上げたいのであります。

そのほか、流通の問題、加工の問題、土地の価格の問題等、いろいろ農家の所得の向上のためには大切な問題

がございますけれども、時間がござい
ませんので、最後に総理に農業政策の
進め方についての御所見を伺いたいと
思います。

それは、およそ理想を掲げて目的に近づくためには、現実を正しく認識することが必要であり、この現実から出発してその理想に到達するアプローチをいかにして明らかにするかということが必要になってくるのでありまして、そのためには、抜本的な対策、たとえば農林省の機構のごときも、現在の近代化をやる農業の態勢に合っているかどうか。一例をあげますと、先ほど総理が御指摘の果樹は、5%の生産量を農業生産の中で占めております。

蚕糸は約三分であります。この蚕糸のために、歴史的な事情はあります。うけれども、蚕糸局という局がある。果樹のために園芸課という小さな課がありまして、ほとんどこれに見るべきものがございません。そういったことをやらすいろいろな施策を考えましても、総理が幾ら考えられても現実にこれが実現できないということになってくるわけであります。金融の制度につきましても、できるだけ長期、低利の資金と申しましても、なかなか農民の現実に要求するような資金を貸すわけには参らないということにもなります。この近代化を進めていくためのいろいろな要件があるのです。これらの施策につきましても、やはり抜本的な、ある意味においては蚕勇をふるってやられる御決意があるかどうか、お伺い申し上げたいと思います。

○池田(勇)国務大臣　先ほど来申し上げておりますように、農業自体の構造

が變わってくるのでございますから、これに対する行政のあり方も變わってくるのが当然だと思っております。果樹園芸と口では何でございしますが、今

までの果樹園芸というのは、農家のうちでも相当お金のある連中がやっておった。貧農は果樹園芸に入れなかった。今度今までの果樹園芸を大きくすると同時に、今貧農でありまして、今後自分らは果樹園芸をやっているといふときには、今までのようなやり方ではいけない。今までは果樹園芸は金持ちの農家が割合多かった。今度、そういう点につきまして、やはり政治の頭を切りかえていかなければならぬと思います。ことに、果樹園芸なんというものは、十年、二十年先のことでございますから、非常に気長にやっていたいかなければならない。気長ということが農業には必要なのであります。私が子供のときに、ミカンを植えました五、六年先を見通してやっておったのですが、もう七、八年目になると、これは掘り返してしまえというふうになったことを自分の実家で知っておりますが、よほど気長な気持でやらなければならぬ。それには、先ほど米の、行政自体、金融の点なんかも指導の点におきまして機構を変えてよほど長い目で見ていかなければ成功しない、かえって失敗することになると思います。

○倉成委員 これらの機構を改革し、積極的に近代化を進めて参りますと、その陰に隠れて、非常な経済の進歩と同時に、不安定の要素がどうしてもここに出てくることも否定できない事実であります。ですから、これらの積極的な施策と同時に、農民に安心感を与

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 277: 103-107.

も、自分の誠意はだんだん農民の方々に初めとして国民全般が知って下さる。ちょうど私は十年ほど前に日本のインフレを止めなければいかぬというので心を鬼にしてやった。今では大抵、池田はやった、こう言われておる。農業につきましてもそのつもりで私はやる考えでございます。

○坂田委員長 藤田委員に申し上げますが、時間の制限もありますので、簡単に願います。

○藤田委員 先ほど総理の答弁もございましたが、もう少し敷衍してお聞きいたしたいと思うのです。

従来の農業は食糧生産第一主義であった。これは何人も否定しない歴史的事実であります。ところが、今回の農業基本法に盛り込まれた条文だけを見ますと、農業というものの考え方が所得中心になってきておる。そうしますと、今総理が言われた、第一条に強調しております通り、他産業との生産性あるいは所得あるいは生活水準、こういうものの格差を是正するということが第一の命題になってくるわけでございます。所得を中心にして農業というものと考えれば、当然企業という形態をとることが前提条件という錯覚に陥りやすい。しかし、午前中の綱島委員の質問に對しまして、総理は、あくまで家族農業経営をやるんだ、これが大前提である、補助的に協業の助長をやる、そういう意味だということを言われております。私も、農業というものの他産業との本質的な相違あるいは農地に対する農民の愛情その他からしまして、どうしても家族農業経営が基盤でなくちゃならぬ、補助的に協業の助長、この方針がいいと思うのですが、

ある政党が生産法人中心の法案を出していることも事実なんです。この点に關しまして総理の答弁がききままだはつきりしなかった点があるように私は解釈いたしておりますので、この自立経営中心主義の家族農業経営、あくまでこれを根本に推し進めていくんだということ、これをお聞きいたしたいとともに、時間がございますからついでにお伺いいたしておきたいと思うのですが、今度の法律案からしますと、先ほど総理が言われました通り、構造改善をされる。構造改善の中には、土地改良というものに対する従来の強い農村の執着、これをやや軽視するような表現を使っていないか。社会党は堂々と農用地の拡大、農耕地を広げるんだと法律にうたっておりますが、私たちは、従来通りやっぱり土地改良というものはこの法律においても農業の一つの軸心になっておる、さように考えておりますが、この二つの点をお答え願いたいと思います。

○池田(勇)國務大臣 お話の通り、農民の心理から申しまして、私は、家族農業が本筋であると確信いたしておるのでございます。しこうして、また、農業自体が土地と離るべからざるもので、農業の根本は土地であります。農業をよくしようとするば、土地をよくする、そしてまた農地を広くする、これは当然のことなんです。しかし、どこに最も力を入れるかということになりますと、私は、今与えられたものを広げながら、よくしながら、その形態を多角経営、中規模、大規模にしよう、こういうところをございします。土地改良をないがしろにしてはおりませぬ。土地改良あってこそ作物がよくい

くし農業の生産性が上がるのだ、そしてまた、適当な土地をどんどん耕していくということがやはり農業をかわいがるゆえんだと私は思います。

○藤田委員 最後に、いずれ機会を見てもた御質問をいたしたいと思ひますが、政府の原案では、現在の米麦の食糧管理法に對する方針を具体的にほうたっておりません。価格の安定という表現を使っております。ところが、社会党案では、御存じの通り、現在の管理制度を維持改善すると、具体的にほうきりうたっております。この点に關しまして、全国の農家の非常な誤解があるといけませんから、私は、現在の食糧法はこの基本法でも維持するのだという前提の価格安定である、こういうように解釈いたしております。総理の御見解をお伺いして質問を打ち切ります。

○池田(勇)國務大臣 食糧法につきましては、議論はいろいろあります。私自身が、今から七、八年前、米の統制撤廃を言った男でございします。その急先鋒であった私が、今は一口も申しません。これは、やはり、農民の方々、そして大多数の人たちが納得のいく方法、しかもなれた方法、これが一番いいのでございします。食糧法は維持していく考えに変わりはないと思ひます。

○坂田委員長 次に、石田有全君。

○石田(有)委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、農業基本法を中心とする農業の基本問題について御質問を申し上げたいと思ひます。

最初に、政府の所得倍増政策と農業基本法を中心とする総理のお考えを承ておきたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣 所得倍増構想で

ございしますが、私がこれを言い出したのは、やはり農業問題からでございします。工業とか商業というものは、実はほうっておいても相当伸びる。農業というものにつきましては、ほうっておいてはいけません。ですから、私は、いろいろ考えまして、日本がほんとうにうまい経済の国として立つためにはどこへ力を入れたらいいかといつたら、農業です。それから来ておるのでございします。御承知の通り、工業、商業というのは、政府があまりそうやらないまでも、自然に伸びていく筋合いのものであります。だから、私が所得倍増構想を考え出したものといふのは、農業と労働者のことから来ておるのでございします。

○石田(有)委員 この基本法につきましては、昭和三十三年に農林漁業基本問題調査会設置法案が提案されました当時、政府は基本法を作る意思はないといふことを当初強く主張しておったわけなんです。この調査会の答申が行なわれた後においても、その態度はいまいな態度で、政府与党の中には反対の意見が相当多かったものであります。昨年の総選挙直前に、池田総理は農業人口の六割削減論を発表されました。政府与党の方はそれがために選挙はきわめて不利であったといふことで、その選挙の後党内でいふ問題を起したようであります。それらの経緯から見て、実は、今回の農業基本法の提案は、農業人口六割削減論を合理的にするところの一つの工作のように受け取れるのであります。池田総理は、基本法を制定して農業の振興をはかるということについては、やはりそういう経緯の上にこれをお考えになったの

ではないかと考えるのであります。いかがでしょうか。

○池田(勇)國務大臣 私は、農民六割削減論を言ったことはございしません。先ほど申し上げましたように、食糧切り上げの議論でございします。

農業基本法ということにつきましては、農業問題基本調査会ができるころにつぎまして、これは人人の考え方、視野につぎまして私はとやかく言いませんが、とにかく、日本の農業、これをこのままほうっておくわけにいかぬといふことは、心ある人はおわかりだと思ひます。だから、所得倍増構想は農業問題がもとである。私が所得倍増構想を言つたとき、新聞は、月給二倍論とか……。私の一番心配しておるのは、やはり農民と労働者でございします。これから発しておるのであります。私は、農業基本法はもうおそくとも早くない、早くやらなければいかぬ問題と考えます。

○石田(有)委員 そこで、そのほかの産業はほうっておいても所得は伸びるけれども、農業は放任しておくわけにはいかない、そこで、それがために自立経営農業を育成するという構想のようであります。そういたしますと、今までの切り捨て論は今度切り上げ論に変わった。これは言葉のあやでございまして、あとで私はこの点は具体的な事例をあげて申し上げますけれども、その切り上げをするといふことは、要するに、農業就労者が非常に多い、過小経営である、だから小農を切り上げるのだ、こういうことでございしますならば、言葉はどうでもよろしゅうございしますけれども、やはり、その食糧、小農はこれをなくして

いくのだ、こういう構想には変わりはないと思ひますが、いかがでしょう。

○池田(勇)国務大臣 小農々々とおっしゃるが、中農だつて同じじゃございませぬか。一部の大農、北海道あるいは東北方面の大農は別でございませぬが、私は、農業全体から言つて、中農・小農という問題はもう問題でない、ほとんど全部が小農とわれわれは考へております。

○石田(有)委員 そこで、基本的な問題を伺ひたいと思ふのであります。わが国の農業人口というものはきつめて多いのであります。世界各國の比較を実は申し上げるまでもないのでございまして、アメリカが最近総人口の中の農業人口は九〇程度に下がつておる。カナダでさえも一五〇程度、スイスも一五〇程度、イギリスにおいては四・五〇しかないのであります。オランダでも一四〇という程度であります。わが国では三八〇強になる。こういうふう

ういふところに原因があるとお考へになりますか。

○池田(勇)国務大臣 今あなたのおっしゃつた、アメリカは総人口の九〇だといふこと、これは、今から二十年前、一九四〇年には総人口の二〇〇が農民であつた。それが二十年後に半分以下になつた。この事例をやつぱりわれわれは見なければいかぬ。お話の通り、貧農切り捨て論でもないのに切り捨て論と言ふことは、この事実を十分御存じないんじゃないか、こう私は考へる。しかも、人口の三九〇を占めて、そして非常な零細な集約的な農業で、もうかへぐに追いつく貧乏なしといつたぐあいのこの農業をどうやっていふたらいかにといふ施策が、日本の政治家になつたと思ひます。私は、お話のような事例を考へまして、何とかやらなければならぬ、この大仕事を身を挺してやるつもりで決心いたして農業基本法を出したわけでございます。

○石田(有)委員 そういたしますと、歴代の政府与党の責任であつた、こういう答弁のようであります。もう少し具体的に一つ承りたい。もっと具体的にその理由をお聞きしないと、その貧農切り上げ論といふものに對して私どもは同調いたしかねる。あとで私は具体的な問題をたくさん申し上げますけれども、もう少しその理由を明らかにしてもらひたい。歴代の内閣の責任であつた、こういうことではちよつと受け取りがたい。

○池田(勇)国務大臣 歴代の内閣の責任とはいひません。これは、国民全部、政治家全部でございませぬ。私は、こういうような事例につきまして十分

検討を加へ、今までもちろん土地改良、干拓あるいはいろいろな施策をしておりますけれども、つけ焼刃のじやないかといふことでございませぬ。こゝまで来れば、だれかがやらなければならぬ。私は、あなたが今述べたになりました統計その他を見まして、こういう氣になつたのでございませぬ。わが党は、いい時期でやるべきときだと、全部決意を新たにしまして、御審議願つておる次第であります。

○石田(有)委員 これは、日本が特に農業人口の比率が大きいといふことは、單なる農政だけの問題じゃない。日本の低賃金、ことに賃金の二重構造、ここに大きな原因があるんじゃないか。農村を取り巻く都市の賃金といふものは非常に低い。それから、一たび農業に従事した人たちが他産業に移つていったような場合には、社外工であるとか臨時工であるとか、あるいは日雇いとかいふようなきつめて低い賃金に置かれておるのであります。はかばかに移つても生活の安定が期し得られない。そういうところに大きな問題があるのであつて、池田総理がどんな決意をされようとも、依然としてこの状態が続いて、農村から他の産業に移ろうとしても、移つた場合であつても、そこに非常な低賃金が支配して、そして、農業も苦しいけれども、しかしほかに移つても依然としてより以上苦しい低賃金が続いたとするならば、これではほかの産業に移れるものじゃないのです。ですから、私は、小農を切り上げられるものだけ、こゝうだけれども、そういう切り上げられる小農といふものをどこにどういふふうにおさめられるおつもりなのか、そ

のおさめどころを考へないで切り上げをされるといふことはきつめて重大な問題であらうと思ふのであります。従つて、私も、やはり、最低賃金制といふものをきつちつとして、低賃金をなくして賃金の二重構造を改めることなしに小農の切り上げをするといふことは、まことに乱暴きわまる議論だと言わなければならぬと思ふのであります。御所見はいかがでしょう。

○池田(勇)国務大臣 どうも農業問題と最低賃金制を一緒になさるのはいかげなものかと思ひます。私は、過去の状態を見て、今後いかに日本の経済構造が変わつていくかといふことを御想像にならずに、せつなせつななことを、しかも過去の一番悪いときの事例だけをおとりになつて御議論なさつていふのではないかと思ひます。私は、農村を取り巻く都市とその他の大都市と、こういうものにつきましても、昔は賃金に相当差額がございましたが、今は賃金にだんだん平均していつてい

る。そして、今後第二次、第三次産業の伸びにつれて、引っぱりだことは申しませんが、受け入れ態勢ができてくる。過去の農業から他に転職したときのあの悪条件といふものは、それは私は否定するものではございませぬが、その悪条件がなくなつて、いい条件になりつゝあり、なるのだといふ確信を持つて私は言つておるのでございませぬ。私は、そういう希望と意欲で政治はすべきものだと思ひます。○石田(有)委員 総理は希望と意欲で政治をなさるといふことであるけれども、希望と意欲では政治はよくならぬ。希望と意欲ならばそれは簡単です。そうでない。やはり具体的な事実

によつてよくしなければならぬのです。今、総理は、問うに落ちず語るに落ちて、最近求人難の時代だ、こうおっしゃる。なるほど、求人難で、高等学校や中学校の卒業生は引っぱりだこでしよう。しかし、一面においてはまた就職難でもある。こういう事実を無視して、求人難の時代だからどこにでも就職できるというふうな考へは、きつめて安易な考へであつて、東畑精一という人はこういう所論をしておる。新卒八十万中二十万人が農村にとどまるだけで、あとは都市に就職してゐる、しかし、一面、老齢者、それから疾病者、あるいは工場の封鎖などの場合の中年以上の勤労者が年間三十万ずつ農村に還元されるといふことを指摘してゐる。昭和三十三年に農林省は農林白書を發表しました。この農林白書の中で、重大な問題点として、日本の農村の労働力が漸次劣弱化しつつあるといふことを指摘しておるのであります。この傾向は最近ますます顕著となつてきた。昨年の農業センサス、最近の発表によりますと、過去五年間の動きが出ておりますが、農業従事者は八・二〇減じているが、しかし、農家人口は五・九〇しか減少してない。これはやはりそのことを物語つてゐると思ふのであります。で、良質の労働力は近代産業に吸収される、劣質の労働力が農村に温存される、そして農村は近代産業への労働力の供給源であり、低賃金の源泉であるといわれれば見なければならぬと思ふのです。これは、私は、農政を議論する場合に、最低賃金制が関係ないなどという答弁はまことに無責任きわまると思ふ。ことに総理大臣としてそのような答弁は受け取り

がたい。農村の人口を減らすのに、それを一体どこへやるのか。それは労働者以外にないでしょう。その場合に、農村を労働供給源として低賃金の源泉地としてそれを温存しようというなら別であるけれども、やはりこれは関連のある問題であります。悪く勘ぐれば、政府は農業基本法に名をかりて、求人難を緩和するために新卒等の優秀な労力を近代産業に供給し、かつ低賃金を維持せんとする陰謀の現われとも言ふことができる。そうじゃないですか。総理の所見を伺いたい。

○池田(勇)国務大臣 最低賃金制の問題は農業ばかりではございません。これは中小企業その他各般の問題から考へるべきであります。私は、農民の方方が即最低賃金以下のものでいくという前提は誤っていると思います。それから、お話の通り、そういう議論もありましよう。農村の優良な青年はみな都会へ行って労働者になる、あと農村は不安定ということ、私は必ずしもそれに賛成はいたしません、もし万一それであったとしたらばどうなさいますか。そういうことがよくないから、農家として自分が自立し得る有能な農民を作る、そういう農業を打ち立てるといふことが政治じやありませんか。私はそれをやろうとしておるのではありません。ほうっておいたらどうなるのですか。

○石田(有)委員 農林大臣がそういう答弁をされるなら話がわかるけれども、総理大臣は、そのほかの全体の産業、日本国民全体の福祉を考えなければならぬ立場であるから、最低賃金の問題は直接結びつくし、それから、賃金の二重構造という問題も直接関連

のある問題だから、私はそれを指摘しておるのです。しかし、次へ移りましよう。

次に、先ほど綱島委員からも指摘があったように、農業というものは本質的に科学技術を十分取り入れてやるわけにいかない。いわゆる労働産業であつて、世界各国ともこれには相当な保護政策をやっておる。わが国においても十分ながら保護政策がとられてきたのであります。しかし、農業人口を削減したいならば、実は簡単なんです。農業が立ち行かないようにすれば数年を出して農業人口は半減以下になるでしよう。総理が希望されるような状態になるでしよう。そこで、そういうふうな見地から、私は、この基本法と関連法案の中で本年度の政府の諸施策を見るときに、特に保護政策の著しい後退を指摘せざるを得ないので、基本法を出して、農業をりっぱな産業に、難事の中の難事だけれども思い切つてやるとおっしゃる総理大臣が、保護政策を後退させられておるのは一体どういうわけですか。私が言ったように、農業を立ち行かないようにされれば簡単に削減できる。やはりそういう意図があるのではないかとわれわれは考えざるを得ないので。その心がまへはどうでしようか。

○池田(勇)国務大臣 私は、農業が立ち行かぬようにすることが農業人口を減らすことだという考え方は少しどうかと思ひます。毛頭そういうことはないので。私は、先ほど申し上げましたように、工業と商業と農業という三人の子供がおりましたときに、農業がなかなか立ち行かぬ、体が弱いというときには、親としてはまずその体の悪

い立ち行かぬ子供に一番力を入れるのが親心じやありませんか。私はそういう気持ちで言つておるのであります。それと同じようなことで農業を保護するというのが農業基本法をこしらえたが、何だ保護政策をやめてしまふのかとおっしゃる。こういう保護政策というものは、農業をよくするための保護政策でございますから、ちやうど、かわい子には旅をさせるといふことがございしますが、長い目で見たときに、これはこういうふうにした方がいいという場合もございします。たとえば大豆の自由化の問題、あるいは小麦、はだか麦の問題、これはやはり、農業も国の産業の一つであり、国民全体の農業でございしますから、私は、そういう点は見て立ち行くようにして、政策を変えろと言つてはあれでございしますが、農業のよくなる政策の一段階としてやるということ、言葉は悪いかもしれませんが、かわい子には旅をさせろ、こういう意味の政策も必要があると考えております。

○石田(有)委員 総理の腹の中はよくわかりました。かわい子には旅をさせろということ、苦難な道を歩かせようと、こういうことであるようであります。

そこで、私は、以下具体的にお尋ねをいたしますが、先ほども申しましたように、農業の所得は他産業の三分の一以下の状況である。とするならば、国民所得を倍増するにあつては、まず農民所得を三倍にする考え方が先行されなければならぬと思ふのです。ところが、今のようなお心がまえであるから、結局次に申し上げるようなことになったと思ふのであります。農

民所得三倍策というものをほうっておいて所得倍増論をおやりになりますから、物価は軒並みにどんどん上がつて参ります。公共料金も上げようとしております。農業資材を初め家計費は大幅に値上がり招来しておりますことは御案内の通り。

そこで、農産物価格はどうするか。これは、大・はだか麦については、今総理からお話がありましたけれども、かわい子に旅だそうであります。小麦はバリエイ価格を放棄するといふことでもあります。米についてはどうか。これは、農林大臣の答弁によると、百五十キロ当たり一万四百五十円で、前年度を下回らないという公約をしておられる。米の産額がわが国の農業生産額の五〇%を占めておりますから、これはまあ一つの典型的なものであります。ほかの物価はどんどん上がつておる、ほかの産業所得はどんどん上がつておる、農民の必要資材や生活費は上がつておる、にもかかわらず米価については据え置きをされる。そうすれば、そのことだけで総体的に農民の所得というものはずつと結果的に低下する。まずこれが第一点。

それから、次に、政府は本年度予算編成にあつて税法の改正を行なつております。いわゆる一十億減税の公約履行といふことであります。ところが、金額は変わりましたけれども、税制調査会の答申に基づいてすべて行なわれたいおるようであります。この税制調査会の答申によると、従来の米価との関連にありまして、予約減税を廃止すると答申しておる。政府はまだこれに対しては最終決定をしておらないようでありまして、米価決定の際までこれを見

送ると言つておるのであります。これは租税特別措置法の一部でございまして、問題はありましようが、しかし、これは地域によって若干違ひますけれども、私の県である新潟県などでは、この予約減税が、政府の言うところの自営農業というような二町歩程度の経営規模であります。米一石当たり六百元ないし七百元の手取り不足になるのであります。さらに、時期別格差も廃止すると伝えられておる。もちろんまだこれは最終決定ではないようでありましようけれども、そのように準備は進められております。そういったしますと、これがやはり石当たり三百円ないし四百円となりますから、そういったしますと、米一石当たり約千円程度の引き下げになるという結果になるのであります。

それから、次に、やはりこの税制調査会の答申との関連でございしますが、ことしの減税の中では、法人税の減税をやつて、所得税の減税をやつて、事業税に対して家族専従者控除の適用をすることに決定をしております。ところが、所得税について白色申告の場合における家族専従者控除をやつて、それから地方税である事業税に対しては家族専従者控除をやつておるにもかかわらず、農民が一番関係のある住民税所得割に対しては、白色申告に対しては家族専従者控除の適用を除外する。これは総理もよく御承知なんでもありますが、一体、農民の税負担というものは、総理大臣、かつては専門家でいらつたからよくおわかりの通りで、農民の租税公課を国税と地方税とその他で分けてみますと、国税は一・二%しかないのです。地方税が四八・

さらにその上にガソリン税の引き上げをやられて、池田さんが考えておられる自立経営農家といわれるような自動耕耘機を持っておるような農家はガソリン税の引き上げ分を負担しなければならぬということになれば、これらの諸税、諸負担の伸びというものは相当なものです。一面、政府は、本年は間接税については全然触れない。一体、減税などというものは、相当所得の大きい者よりは、むしろ所得税を納入する

負担が重くなるのか。その分だけ相對的に農民の所得は低下するのですよ。一つ総理の所信を伺いたい。

○池田(勇)國務大臣　かつての税制通でございまして、最近のことはよく存じませんが、今お話しのような点がございいますから、農民の生活水準が上がるように抜本的な方策を講じようというのが私の考えでございいます。苦しめて、そうして何とかなれということです、私は今初めて聞いたのですが、そ

から。東京とか大都市は税額から来ておりますから、所得税を減税いたしましたると、即片一方の方が非常に減税になる。こういうことを改めるためにやったのであって、農民の負担を多くしようということでは税制調査会が考えたのではないと思います。これは県によりまして市町村別に違っておりますから一律にはいきませんが、私は税制調査会の考え方はそうであろうと思います。

なものと考えるのです。大蔵大臣はきょう見えませんけれども、大蔵大臣はこの間七日の日に参議院の答弁でこういうことを言っておるのです。日本には家族に給料を払うという慣習が確立していないので個人企業に専従者控除を実施するのはどうかとの意見があった、こういうことを言っておるのです。これは法制局の方で実ははっきりしておきたいと思うんですが、なるほど日本の農家では家族に給料という

これは、農業、工業、商業を問わず、勤労者の家庭においても実は同じことだと思っています。こういう場合に、その家族に対してもちろん食事を給与しあるいは衣服を給与するということはございますが、これは、租税の原則から言えば、これを給与と見るのではなく、やはり、一つの生活体としての所得、それを生活に使っておる、こういう状態だと思うわけでございまして、これを直ちに給与として別の給与課税

をするというのは、租税の原則から言ってしまうことだと思ひます。しかし、今の専従者控除という制度は、むしろその家族の行なつておる一つの企業、商業とか工業とか、あるいは農業とかいう企業の経営を助けておるということ、普通他人を雇へば給与を払ふ、それを家族であるから生活を見てはただで使ひ、他人を使つて法人形態等でやつておるものと、個人形態で家族を使つておるものとの租税負担の均衡から、今の専従者控除を認める、こういうことだと思ひていきたいと思います。その家族の生活を見ていくということは、これは私は事業者に限らず勤労者もすべて同じことだと思ひます。そういうものを直ちに給与として課税するということは、直ちに來ないのではないかと考えております。

○石田(省)委員 あなたに専従者控除の問題を聞いておるのじゃないのです。物的給与は給与であるかないかというのを聞いておる。そういったしますと、家族の作業衣であるとかいろいろな仕着せの分というものは、肥料や農薬や農機具と一緒になんです。今のやり方だと、肥料や農薬や農機具を必要経費として損金算入をしないので、それは所得に算入するということになる。だから、そうめんどうな議論をしない方がいいから、物的給与は給与であるかないかというのを明らかにしてもらへばいいんです。

○林(修)政府委員 抽象的におっしゃつても、そのいろいろの場合々々によつて違つてくるわけではございまして、たとえば、勤労所得で言へば、勤労者が事業主から現金の支給のほかに

場合によつて一定の給与を受ける、これもある範囲をこえれば実は今所得として課税してあります。一定範囲内のものは、たとえば食事を支出するというような程度のもは課税をしておらないようでありまして、一定金額以上のものは課税するという形をとつております。従つて、いわゆる給与所得というやうな形であれば、これも物的であるかと現金であるかと、そういう意味においては所得であることには間違ひないと思ひます。しかし、今おっしゃつた意味の、家族内で、一つの生活共同体の中で家族の生活を見ていくというものを直ちに給与と見るかどうかということは、これは実は租税政策と申しますか、租税学の方の問題じゃないかという気がするわけではございまして。

○石田(省)委員 きょうは総理に質問を集中する意味で、これはあとに譲ります。次に、政府は、農業基本法を提案する際に、これに関連する多くの法案をすでに一部は提案され、一部は提案を準備されております。また、これと関連のある予算措置も見受けられるのであります。そこで、まだ予算は審議中でありまして、法案はまだ審議を開始してないものが多い。基本法については本日ようやく審議を開始するという段階におきまして、地方に参りましますと、この行政的な措置というものがずつと先行しておる。たとえば、小農切り上げ論ですか、そういう問題がかなり具体的に地方に出てゐる。私、この間ある業界紙で読んだのでありますが、こういうことを書いておつた。「さいきん各地を歩いてきた人の話によると、政府の唱える農業構造改善が

まことにむき出しの形で進められようとしてゐるところがあるようだ。こんどの予算に盛り込まれてゐる構造改善促進対策費(二県一地域)の獲得がねらいと見られるが、何でも、わが町村では、何反以上は自立経営、何反までは兼業経営、何反以下は離農といった見取図を作つてゐるのださうである。われわれの了解してゐるところでは、政府の基本対策のねらいは、農家を区分けして、それぞれの階層に適應した施策を講ずることもさうだが、そのこと自体も、それぞれの階層に、なべて都市勤労者なみの所得を保障することにあらはれてゐる。このへんに基本対策の受取られかたの基本問題があると思ふのだが、こういう話をきくと、あらためて貧農首切りを心配せざるを得ない思ひにとらわれる。」という記事を読んで、実はおやおやと思つておつた。ところが、この間三、四日前に新潟へ帰りましたところが、これがまた驚いたのであります。そのような措置に至るところに行なわれてゐる。新潟県は全体で新潟県農林水産業総合計画というものが作られております。それによると、新潟県における完全自立経営は平均経営耕地面積二町五反とし、農業人口を現在の約四分の三に減らすことになってゐる。すでにこの計画ができ上がつてゐる。隣の福井県でも同様であつて、福井県総合開発計画を作つた。それによれば、福井県の自立家族経営の規模は二町五反とされ、農業人口を現在の七割に減らすことになってゐる。また、栃木県では、農業人口五カ年計画を作り、農業人口を現在に比べて一割以上減らすとしてゐる。こういう事実が出てゐる。ま

た、新潟県では、一定規模の面積以上は自立経営規模、ある一定の規模は兼業規模、ある一定の面積以下は切り捨て階層、こういう区分を県の改良普及員が各部落を回つてその見取図を作つておるという事実がある。また、一昨日本新潟の県議会議員と会つたのでありますが、ある農林学校の予算の審議にあつて、新潟県の農業人口は、池田さんは六割削減と言つておるけれども、われわれは十年後に四割くらいは削減されるだらうと考へるので、学校建築の予算等については農業人口四割削減程度で予算を編成するといふことを県の教育委員がその県議員に話をしてゐるのであります。こうなりますと、法案はまだ審議に入つたばかりであるといふのに、もはや地方におきましては、すでにその小農切り上げのための見取図というものが、部落に、町村に、至るところにできて、これらの人たちが戦々々々うきうきとして、ある地域のごときは、すでにたんぼの値段が暴落を始めておる。これは、総理大臣、あなたはその統計をよくごらんになっておるかどうかわかりませんが、二町五反規模以上というものは、日本でどれくらいあるわけですか。農林省の統計調査部の統計によりますと、二町歩までの経営規模の農家は九三・四%です。そういったしますと、わずかに六・六%程度しか、二町歩以上の経営規模の農家というものはない。そうすると、わずかに一〇%にも満たないいわゆる自立経営規模農家と称せられるものは、自分たちは自立経営規模農家としてまず安心だといふけれども、それ以下の階層として見取図を作られた農民の不安と動揺とい

うものは、これはまことに深刻なものである。考へてごらん下さい。池田さんも農村に育つて農村のことをよくおわかりだと言われるけれども、また、先ほどは、農地に対する執着は強いといふことも言われたが、一体、先祖代々そこで暮らしてきて、どうにかこうにか兼業や日雇ひをやつて生計を立てておるが、今さらどこにも出て行きやうがないという農民に、お前はもはや切り捨て農家だぞ、お前の規模は切り捨て農家なんだ、お前の規模は兼業農家で、何か兼業をしなければだめだぞといふ見取図を見せつけられたときの農民の心理といふものに対して、一体どう考へになるか。私は、これはきつめて重大な問題であると思ふのであります。一体、政府は、そのように改良普及員を動員したり、あるいは県庁や市町村に対してそれらの見取図を作成するといふような指導を与えたか、あるいは指令を發しておるか、そういう事実があるのかないのか、これをまず伺つておきたい。

○周東国務大臣 いろいろお示しでありましたが、政府からは、まだ農業基本法は制定されておられませんし、今後における新しい法律に基づいて各般の施策を進めて参る前に、さうなことを通達もいたしませなければ、また指導もいたしておけません。

○石田(省)委員 ただいま私が指摘をいたしましたような事実が、地方に現存しておるのであります。こういう事実の前に、もしそのような指導も指示もしないといふならば、これらの末端の農村の混乱を救うために、あるいは府県に対し、市町村に対し、農業団体に対して、そのような措置は穩當

を欠くものである、これはやめるべきである、こういうふうな手配をさるべきであらうと思いますが、いかでがしょうか。

○周東國務大臣 おそらく県庁あるいは改良普及員がそういう指導をしているとは思いますが、誤りを犯しているといけませんので、直ちにそういうふうな問題について調査の上、適当な処置を講じたいと思います。

○石田(有)委員 そのような指導も指示もしておられないということですから、これは一つ取りやめるようにお手配を願えればけっこうであります。ぜひ一つそれをやっていただきたい。

ところが、一面においてそれと符節を合わせるような問題があるのです。たとえば、大臣、こういう問題があるわけですが、自作農維持創設資金というものが、こしは百六十億になった。今の農村における低利、長期の資金としては、農民の一番喜ぶ資金であります。ところが、その配分は、私は一号、二号なんて申しませんけれども、従来は、維持資金と創設資金とで、これはその地域によって違うけれども、その地域の間よりも低い層に対する維持資金が大体七〇％であって、その上の方に対する創設資金は三〇％であつたのです。ところが、政府は本年から、自立経営農家を育成するというような趣旨から出たものであらうと考へるのでありますが、すでに各府県に對して、この創設資金を七〇％にして維持資金は三〇％に抑制をするようにという金額の割当までやっておるのです。そうすると、これは明らかにもうその方途を明示し、その指導をやっておると言わなければならないのであり

ます。おそらく、先ほど申しましたような問題もそういうところから出たのではないかと思うのでありますが、あるいはその他若干の問題がございします。先ほどちょっと触れたモデル地区の創設の問題とか、いろいろやはり基本法と関連する予算措置の關係で、やはり私はそれが問題になったのであらうと思うのであります。ですから、そういう問題も、まだ法案の審議中であり、予算の審議中であるのに、そのような具体的な金額の割当までもやるといふことは行き過ぎじゃないかと思うが、いかがですか。

○周東國務大臣 ごもっともなお話でございまして、慎重に国会で審議をいただいております最中でありまして、まだそういうふうなことを地方に命じたこともなければ、配分關係を指示したこともございせん。それはその通りであります。ただ、よく問題が出るのは、どうもふえたけれども片方は減つたじゃないかということもこの予算委員会でお話がございました。将来の問題としてその点についての運用上の問題は十分考へていきたいと思います。

○石田(有)委員 総理大臣に伺います。今農林大臣といろいろお話をしておつたのでありますが、政府は、小農を切り上げるために、実は私が今申し上げたような問題がすでに起こつておるけれども、ただ、しかし、それだけをやるといふと、窮鼠ネコをかむといふようなことから問題を起す。そこで、田畑輪換のモデル地区を作るとか、あるいは水田酪農のモデル地区を作つて、何か希望を持たせようという。これはいいことです。それからま

た、政府の基本法の中にも指摘されておりますように、その才能と希望によつては、農業からほかの産業に移つていこうとする者に対する教育や訓練やあるいは就職のあっせんなどをする、こういうことも指摘してある。これはまことに親切なように見るけれども、しかし、その人たちがどこへおさめるかといふことを少しも明らかにしておかないでこの切り上げ論をおやりにするといふことになる、これらの人たちが窮鼠ネコをかむような状態に追いやられる。そこで、政府は巧みにこゝろ逃げ道をあけてある。だから、政府の農業基本法は、総合して見ると、そういう小農を切り上げるか切り捨てするために、いろいろな逃げ道を作つて、そうして切り捨てをやろうといふものであつて、ちやうどこれは夜逃げにちやうどなんだ、こういう批判が今農村には出ておる。生活に行き詰まつて夜逃げをする者にちやうど手をえてやる、それが農業基本法の中における、ほかの産業に移行する者に対する教育や訓練やあるいは就職のあっせんなどをやるという表現になつておるのではないか、こういうふうになつておるのではなからうか、総理大臣は切り上げだ切り上げだと言われるけれども、一体、どこへどうおさめようかということについて、もう少し具体的な説明がないと、農民は納得いたしません。

さきさき言つたように、非常に不安にかられ、動揺をし、すでに、自分はどこへ行つたらいいかといつてうろろろし始めて、たんぼの値段が暴落をしている。そういう状態のときに、その農民をどこにおさめるのかという方向だけは明らかにする責任があると思う。どうでしよう。

○周東國務大臣 かわつてお答えします。

もし私どもの方が積極的、計画的に農民に仕事をやめさせるということをやらなければ、あらかじめこれをどこへ持つていくかといふことを立てなければいかぬといふことは、御指摘の通りだと思ふ。私どもは、現在の日本の非常な勢いで伸びていく成長の高い鉱工業、第二次産業といふものに労働人口が必要であります。それで、これは實際上日本の産業の力強い発展の実証であると思ふ。その実態を契機として、しかもそういう方面へ行きたいといふ農家をそのままにはうておいてやるよりは、できるだけよい場所を与へ、その方向へ行つてもとてゝるを得て生活が高まるようにすることのため

に、技術訓練、職業紹介をやるわけですが、また、進んでは、今後計画が推進されますけれども、未開発地域の開発といふことの総合計画のもとに、できれば未開発地、農山村へ工場を誘致しつゝ、いながらにしてそちらで雇用の機会を得させて就業させるということでありまして、従つて、どこへ何ぼということで計画的に今きめられるものではないと思ひます。

○石田(有)委員 この点は、やはり、一番最初に私が総理に質問をいたしましたように、農民の所得が他産業の三分の一であるにもかかわらず、農業人口が減らないといふところに大きな問題がある。それは、他の面で賃金の二重構造、こういうものがあつて、農業を離れて行つてもそこに生活の安定の道が見出せないといふことで、苦しい

けれどもそこにおるといふことが一つ。もう一つは、農業といふものは、自家保有米をとる、いわゆる自給経済といふものが半ばある。消費経済の中にはあるけれども農業といふものには自給経済といふものが一つの大きなさ

えとなつておる。そういうふうな農業の特異性といふものを理解することなしに、ただ経営規模が大きければ自立経営が成り立つとか簡単に言うわけには私はいかないと思ふ。従つて、私は、兼業といふものを重要視しなければならぬと考えておる。兼業を無視してはならないと思ふ。ところが、現在の兼業も問題がある。むしろ自立経営農家といわれるような規模の大きい農家が有利な兼業をやつてゐる場合が多いのです。そういう問題は非常に複雑であつて、その簡単に切り上げるとか切り捨てるとかいう議論をしてはならない。ですから、それらの点から考へて、政府案である基本法の中において自立経営規模の農家云々といふことを強く打ち出すといふことは、結局切り捨てや切り上げといふものが大きく印象づけられるといふことになる。だから、その点を十分含んでこの問題は取り扱つてもらわなければならないと私は考へる。

時間が来たようでありまして、次に、やはり大きな問題の一つでありまして、最近漁業会社等の大資本が農業分野に進出をしておる。十万羽養鶏であるとか五千頭養豚であるとかいうようなものが、何億という資本を投下して農業分野に入つてきておる。このことは農民にとつては非常に重大な問題です。農民の非常な小資本の中に何億という資本をどんどん進出をしてく

る。これは農民にとって大きな脅威の一つであります。しかし、一面において、農林漁業基本問題調査会の答申によると、畜産といふものは十年くらい後にはおよそ三倍くらいに需要が伸びるであろう、畜産といふものを伸ばさなければならぬ、こういう答申が行なわれた。このことがやはり相当農民に對する刺激剤となりまして、農民は畜産に對して異常な関心を持ち、至るところで多数羽飼育の養鶏をやったり、養豚をやったりし始めたのであります。

ここで私は幾つかの問題をお尋ねしたいと思つてありますが、まず第一は、政府の基本法によると、この基本法案の中には農民という言葉が全然使つておられない。農業従事者というふうに全部表現が統一されております。これは、よく池田総理などが言われるように、農業従事者という考え方は農業労働者という考え方と共通の理念がある。従来は農民としてずっと通用してきたものに、今度は、農民という用語を使わないで、農業従事者という用語を使つておる。もう一つは、農業所得を引き上げると、こうおっしゃるが、一体、農業所得を上げるといふ場合には、そういう大資本の進出、そういうものが限りなく広がっていくといふことを構想の中に入れて農業所得といふものがあるいは二倍にするとか何倍にするとかいふ議論をされるのではないか。そうすると、池田総理の概念の中には、従来の農民というやうなものは、一面において自立経営農家といふものは一応うたい出しておるけれども、大資本が農業分野にどんどん進出するといふことを想定の中に入れてあ

るのではないかと、そして、そういうものを考えたときに、農民という概念でなくて、農業従事者という概念に考え方が変わつてきたのではないかと、こういうふうには考えられるのであります。この点は、総理大臣、いかがですか。

○周東国務大臣 私からお答えいたします。私どもは、現在の農業というものを、将来もまた家族経営を中心として自立経営農家を作つていく、そこには別に資本、労働の關係はございませぬ。だから、農業従事者といふものは労働者といふことだけを考へてゐるのぢやなくて、やはり農家といふことを頭に置いておられます。従つて、今のお尋ねでございますが、なるほどこの前予算委員会でも淡谷さんが非常に心配してお尋ねになつたことを覚えております。農村へ大資本が進出して、どんどん畜産の分野、果樹の分野を侵してきたら困るぢやないか、この点は私どもも心配しております。そこで、私どもは、今度農業基本法を作つて、成長農産物として畜産物及び果樹を取り上げておられます。これに對して、どうしても農家に對つてこの畜産の飼育經營といふものをうまくいくようにしたい。これについては根本的にこの經營自体についても考え方を變えていかなければならぬ。どうしても、農民が有利な立場に立つていくには、従来のやうな少数飼育の副業的な觀念をやめて、まとまつた地域にまとまつた生産をあげるということが、そのできたものをまとめて売る場合においても、ばらばらに少数ずつあるものを集めるよりも、集荷においても手数が省け、さらに進んではその畜産物を製品加工し

ていく上におきましても力強いものになり、そこへ農業者の集団による協同組合等に施設をさせる。そうして、加工の面から、共同販売の面から、あるいは市場調節の場合における施設を考へるという方に持つていくという私どもの考えであります。石田さんの御心配の点は、政府もそういう方向に向かつて参りますと同時に、農業者の自覺によつて大きくしっかりと團結させることが必要だと思つた。ただ、外から来るのは困る困るという逃げつてばかりおられないで、しっかりと農業団体、それは第一段に農業協同組合というものがしっかりとつてもならなければならぬ。それに政府の誘導的な助長的な方法を合わせて、しっかりとした体制を作つていく、こういう考えであります。

○石田(有)委員 総理大臣、どうですか。もう一つ、大洋漁業とか日魯漁業とかいふやうなものが、三億、五億といふ大資本を投下してどんどん進出してくる場合に、農民は力がない、團結も足りない、だからだんだん侵食されても仕方がないだらう、こうばかり言つてはおれないと思つた。やはり、農業の體質改善をやつたり經營改善をやつたりして、もっと競争力ができて能率が上がつてくるまで、そういう大資本の進出に對して何らか規制の措置をとるべきではないか、こう考へるのであります。いかがでしよう。

○池田(勇)国務大臣 農民という言葉を使わずに農業従事者というのとは他意があるのではないかと申すのですが、他意も何もございませぬ。表現をはつきりさせたのです。たとえば、農家と申しましても、農家にはいろいろからきりまでございします。ことに、兼業農家、第一種、第二種といふのがございします。農民という言葉もはつきりした方がいいといふので、使われたのではないかと思ひます。

それから、今の、漁業会社のみならず私はほかにもあると思ひますが、そういう大資本が畜産に伸びていく、これが一般農家の畜産を阻害しやせぬかといふことですが、私はまだそう考へておりません。今後どういふやうな格好でいくか、そういうものに対しては、農家の方が負けないでそれを利用していくやうな方法を考へていく、その結果においてどうしてもこれはいかぬといふやうなことがあれば、これはそのときに考へる、今その必要はないと私は思ひます。

○石田(有)委員 まあ総理の考へ方ではさうであらうと思つたのであります。しかし、これは何らかの措置をしませんと問題です。

それから、この問題でもう一つお尋ねいたしますが、なるほど、農林漁業基本問題調査会の答申のやうに、食糧造も變化いたしますし、畜産を伸ばすことにはわれわれも賛成です。賛成だが、しかし、今の社会的・經濟的・政治的諸条件の中では、これは私は大へんなことになると思つた。農民が畜産に關心を持ち、いろいろ多数羽飼育等に進出して参りましたために、最近のえさの値上がりといふものに著しいものがある。一々数字はあげませんが、大豆かすのごときは四割何分か値上がりをしておる。ふすまについても相當の値上がりをしており、澱粉質の飼料については、ことしの夏ごろからさらに大幅に値上がりが出るであらうと言われて

おる。こういう中で畜産が盛んになりますと、農民は、鶏を飼つたり豚を飼つたりすることは、一体自分のためにやつておるのかだれのためにやつておるのかわからないぢやないか。総理大臣、どうですか。みんな豚を飼つたり鶏を飼つたりする、飼料はどんどん暴騰しちゃうといふことになりまして、畜産に取りついたらけれども、みんな赤字でやつていけなくなつちゃう。こういうところには政治力を働かせなければならぬと私は思ふ。今のままでは、養豚熱が盛んになった、養鶏熱が盛んになった、えさが暴騰したでは、農民はえさ屋のえさになつてしまつたけぢやないですか。しかも、こういう状態のもとにおいて、飼料審議会といふものは昨年八月以来開かれておらない。一体、飼料供給安定法といふものがあり、飼料審議会といふものがあるにもかかわらず、なぜ飼料の暴騰をそのまま放任しておるのか。こういう点で農民を少しかわいがつてやらなければならぬ。これは重大な問題じゃないですか。これについて一つ対策を伺いたい。

○池田(勇)国務大臣 お話の通りでございます。今やはり果樹もそのくらい途半端だと思ひます。それで、畜産では飼料が一番大事なことのですが、これに十分の助成が行なわれていない。もちろん、豆かすが高くなつたのも、アメリカ大豆が相當高くなつた、百三十五ドルくらいになつたといふことも影響いたしまして、今は食油の方が高くなか思ひます。今食油の方で精油業者の生産が少なくなり、その結果豆かすが少なくなるというので暴騰

ということにもなります。また、飼料業者につきましてもまだ十分じゃないので、これからだんだん草が出始めると飼料が安くなる、それまでにずっと高くしよう、こういうふうな時期的なずれがあり、まだ私は行政的にふなれだと思ふ。先般来、農林大臣に、何とかこういうところを調整しなければならぬ、——たとえば、この前もそうでございましたが、砂糖なんかは、盆暮れに高くなるというときは、輸入が少なくて困る、それを盆暮れの準備にうんと砂糖を入れておく、こういうふうな、行政でまだ改善しなければならぬ点が多々あると思ひます。具体的問題につきましても農林大臣が答へると思ひますが、飼料についてやっぱりもっと真剣に考へて、大体草の多いときは他の飼料は要らぬというふうなことを考へながらやるべきだと思ふ。具体的ことは農林大臣から……

○周東国務大臣 ただいま総理大臣からお話し申し上げた通りでありまして、私も、農業基本法を制定しますについて、大きな問題として、飼料に対する根本的な対策の再検討をやるつもりであります。しかし、さしたるて応急の処置といつたしまして、まず、ふすまの増産というものを考へていく。これは、御承知のように、飼料用として入れてある小麦というものは、これは三月、四月の分約二万八千トン増産を行なう。しかも、それについて増産歩合をもっと上げてやる。しかも、これについては、かねがね私も考へておりますように、大きな製粉業者に頼まない。むしろ中小業者等を動員して、六十カ所くらいの製粉工場を使つております。ただいまそれを百

二十くらいにふやしております。これで大きく増産していきう。それらの趣旨で、大きな製粉業者に對しても小売出荷について協力をしてもらふ。それから、輸入のふすまについては、繰り上げ買付を四月、五月に五万トンとしてありますけれども、引き続きさらさら三万トンの買付を増加する。これらの売り方については、従来大体が競争入札のようになっておつたが、むしろ、飼料の実需者、そういう方に直接隨意契約でやられた方がよからう、こういうことも考へております。それから、政府の持つておる食糧用としての大麦、はだか麦の需要がだんだんなくなつておる。この飼料化ということ以前から考へておりましたが、四月以降、四万トン、これを大きく払い下げていきたい。これは準備を進めております。なお、もしできるならばこの年度内にとつておりますが、これは制度上なかなか困難な形になっておる。今調べておるのは、倉庫に積んである下積みのもので、商品として価格の落ちてゐるものについて緊急処分ができないかということも考へております。それから、大豆についても、三月、四月分の二万九千トンを繰り上げ買付ということ考へる。それから、大豆かすを入れるなくてはならぬ。これも大体四月を目ざして繰り上げ輸入を計画しております。それから、フィッシュ・ミールですが、日本の漁業者の作ったフィッシュ・ミールについて、今までの確かな調査というものが無いのです。私も、何と云つても日本の沿岸漁業者の作るフィッシュ・ミールを優先買上げたい。これについて漁業組合等が責任を持つて

て内輪に数字を出してもらいたい。魚が来ない、あまり甘い数字を出されまうと計画が狂います。しかし、内輪に、このくらいのものは日本の漁村の振興のために計画的にしっかりと出せるといふ数字を責任を持って出してもらいたい。それで、将来の需給推算の上に立つてのフィッシュ・ミールの不足分というものは、すみやかに輸入計画を作りた。こういうふうにあわせ緊急の対策を立てております。大体四月下旬から効果があがってくると思ひます。これはただ机の上の問題でなく、実効をあげるよう督促をいたしております。これは私どもの政府の考へてございませう。

○石田(省)委員 ただいまの飼料対策について緊急に思ひ切つて措置をお願いしたい。できるならば、この際飼料需給安定法の一部を改正いたしまして、今大臣が言われるように、入札方式によらないで実需者団体にこれを特別に売却する。もう一つは、昨年度の輸入小麦二百二十万トンであります。これを製粉会社から払い渡しをする際に、その製粉会社から出たふすまについて政府が一定の価格でこれを買い取る。今の飼料需給安定法の中でもそれを買い上げることもできるということになつておるのでありますけれども、やはり、これらの点にメスを入れられたい、抜本的な対策がでないのでは、ないか、私はこう考へるのであります。この点については早急に適切な勇断が望ましいのであります。

基本法以前の問題として土地改良の問題があると思ふ。農場経営の基盤である農地が、さき総理大臣も答弁の中に言われておる通りに、今のよう機械化の時代に、一反割りくらいはたんぼの中へ機械を入れても、これは能率的でない、経済的でないのです。どうしても、やはり、もっと効率的な、経済的な、機械が利用できるように業態にその基盤を改めなければならぬ。ところが、本年度の予算を見ましても、土地改良の予算というものはきつめてわずかなものでありますし、同時にまた、従来の土地改良法そのものが、これは一つの事業法なのであつて、根本的な問題は少しも触れてない。この点は、社会党の提案しておる基本法の中には、その国土というものの對するあり方と農地というものの對する考へ方を明らかにいたしておりません。政府はこの点少しも触れておりません。ただ、土地改良をやるのだといふようなことでは、これは解決になりません。先般は農地局から資料を提出願つたのであります。膨大な土地改良事業がまだ半分も進んでいない。府県全体で四二・三％くらいしかこの進捗率が進んでおらないのであります。これに對して思ひ切つた措置を行なわれる必要がある。まず第一に、土地改良法というものを抜本的に改正する必要がある。同時に、土地改良事業というものが、先ほど申し上げたやうにあるからして、これをやはり根本的にやり直ししなければならぬ。同時に、五年も十年もたつてもまだ半分も進まないで、相当資本を投下して

ながら経済効果が現われてきておらないというやうな問題が山積してゐる。これについては、ことしこれからいふことはやはり無理かもしれないけれども、私は、やはり早急に対策を講ずべきであらうと思ひますが、この点は農林大臣でけつこうですが、一つそれに対する腹がまえを承つておきたいと思ひます。

○周東国務大臣 土地の問題について、社会党の方でお出しになつておる案でははつきり書いてあるということですが、私は同じだと思つております。というのは、政府案におきましても、農業基盤の整備開発、水の問題等における開発という点においては必要な措置をとる、これに對して法制上、財政上の措置をとらなければならぬといふことになつておる。私も、私どももこれに對して次の機会に必要な法制を整備する必要があると思ふ。社会党さんの方の案におきましても、これは、なるほど、国有林野の開拓とか利用権設定とか、民有地の買上げ、利用権設定とか書いてありますが、あの法律だけでは動きません。これをやるにせよ、やはり、国有財産である国有地をどうするかといふことは別個の法律であります。また、民有地においても、買取るならいかなる措置をとるかといふのは、法制上の問題がある。これはやはりわかつておると思ふ。だから、この点は同じだと思ふ。土地改良の点については、御指摘のやうに、地元負担の金とかいろいろな点で、せつかくできておるものがある。あるいは予算の關係で完全なでき上りがおそくなつておるといふことは、土地改良法等についても新しい決

意で考え直す必要がある、こう考
えておるのであります。当然、これは
時期の問題で、私も検討しておりま
すが、そういう法制的措置が必要に
なってくると思ひます。

○石田(海)委員 今農林大臣は、社会
党の案も政府案も大体同じだ、こう
おっしゃっておられる。実は、この点
は非常に違つておる。農地の集団化あ
るいは干拓、開墾、あるいは土地改良
事業、こういうものは全額国庫負担に
おいてやるという建前を明らかにして
おるのであります。この点、大臣は
別な関連法案で全額国庫負担で土地改
良事業等はやるということでありま
すならば、その点はあまり大きな違ひ
はないことになりませんが、いかがで
しょうか。

○周東(國務)大臣 御指摘の点は予算の
問題であります。私の申し上げたの
は、土地をふやすとか、土地に対する
利用区分を設定して云々という関係
は、あの基本法だけでは動きません。
その点は同じだ、これに対して法制な
り予算制に要するのだ、それを私も
新しい見地に立つて考えます、これは
同じだ、こう申し上げたのでありま
す。

○坂田(委員) 次は、角屋堅次郎君。

○角屋(委員) 私は、日本社会党を代表
いたしまして、本日から本委員会にお
いて本格的審議に入りました農業基本
法の問題、今後の農業の基本体制、こ
ういふ問題について池田総理を中心
にお伺いをいたしたいと思います。

冒頭に池田総理に承りたいわけであ
りますが、御承知の通り、今度の通常
国会は、もちろんいろいろな重要法案
がございますけれども、いわゆる国

会の後半期は農政国会である、こうい
うふうなことで、全国の農業団体ある
いは農民の方から、基本法を中心と
した今後の日本農政をどうするかとい
う問題については重大な関心が寄せら
れておるのであります。おそらく、総
理を初め自民党独自で行かれるそう
いふ方面の会合の場合にも、相当集ま
れるでしょうし、私も、従来に増
して農業基本法等の問題でしばしば現
地に來てもらいたいという強い要請を
受けておりますし、また、たくさん
の参集を見ておるの各地における例で
ございまして、従いまして、私は、池田
総理が就任の際に、今後国会の運営の
問題については寛容の態度でもって十
分話し合いをし、また論議をし、そし
て納得のいく姿においてこの問題を処
理していきたい、こういう方針のよう
に承っておりますし、いろいろ考え
方がありますけれども、過般の本年度
予算の問題についても、両党の話し合
いということが画期的なる形で初めて
行なわれたという例もあるのでありま
す。私も、本日、本日を契機にして、こ
れから真剣に本委員会の責任において
農林水産の最も焦点になる農業基本法
の問題に取り組みたいと思ひますが、

御案内の通り、すでに三月の半ばに
なっておりますし、また、審議の過程
の中では三十数件に上るいろいろな重
要法案が関連して出て参つておるわけ
でございまして、従いまして、十分審議
を尽くしていく所存ではありますけれ
ども、従来見られませんでしたように、ど
うしても今次国会で通過させなければなら
ぬといふことで、十分なる審議のま
だ尽くされていない段階で力でもって
押し切る、こういうふうなことがあつ

たならば、かりにそれは押し切られま
しても、実際にこれを実行しなければ
ならぬ農業団体や農民の立場から見
れば、今後の非常に重要な法案であ
るだけに割り切れないものがあるだろ
うと思ひます。従つて、私も、
もちろん、今度の農業基本法の問題に
ついては、従来あまり出席された例の
ない総理みずから出られるというほど
重要な法案でありますし、また、こ
ういふ重要な法案については、農業団体は
もちろん、学識経験者、各界各層の衆
知を集めて、日本の農業基本法とい
うものは国際的にや高い評価を持つ
て迎えられる、こういうふうな責任を
お互いにならなければならぬとい
うことも考えておるのであります。従
いまして、今度の国会の審議経過いか
んによつてはこの問題については最終
的に数でもって押し切る、こういうこ
とはなくて、あくまでも十分審議を
くし、話し合いの上においてこの問題
の処理をする、こういう態度で今後
この問題に臨まれるのかどうかとい
うことをまず冒頭にお伺いしておき
たいと思ひます。

○池田(國務)大臣 農業基本法案を
国会に提出するにつきては、今ま
で一年以上おわれわれのみならず学識
経験者の意見を聞きながら立案いたした
のでございまして、われわれとしては、
これで完璧なもの、完璧に近いものと
考えております。従いまして御審議を
願つておるのでございしますが、私とい
たしましてでもできるだけ野党の御意見
を拝聴いたしますが、これは、やは
り、野党の方におかれまして、十分
審議して、そして納得がいきますれば
できるだけ早い機会に議決をしていた

だきたい、というのが私の希望で
ございまして。また審議をしないうちに
で押し切るなんという気持は、私は毛
頭ございせん。十分審議をして、農
村を中心として国全体がよくなるよう
に、一つ真剣に御審議を願ひたいと思
ひます。

○角屋(委員) 先ほど石田委員も質疑の
冒頭に触れたわけでありましたけれ
ども、今回、政府・自民党の方からも
農業基本法案が提示されましたし、同
時にまた、私も、私の方からも、かねて
から農業基本法の法制化の問題につ
いて真剣に取り組みで参りまして、今
国会に独自の提案をいたしておること
は、御承知の通りであります。私が、
一昨々年でありましたが、国会に初めて
出て参りました当初、農林水産委員会
における総括質問の際に、当時の三浦
農林大臣に対して、今日の日本の置か
れておる農業条件の中では農業基本法
の問題に真剣に取り組むべきではない
か、こういうことを質問したことを覚
えておるのであります。その当時は
三浦農林大臣は非常に消極的なかま
えでございました。次いで福田農林大臣が
就任された際に、例の農林漁業基本問
題調査会の法案が論議されたことが
ございまして、その際にも、私は、この農
林漁業基本問題調査会の結論あるいは
答申というものが即農業基本法に結び
つく、という、そういう気持でやつてお
られるかどうか、こういうことで承った
ことがございまして、その際にも、答申
を待たなければ農業基本法という形に
なるかどうかからぬ、こういうお答
えであったことを覚えております。先
ほど石田委員からもお話しのように
に、この農業基本法等の問題について

は、数年来農業諸団体から、先進諸
国のいろいろな農業基本法等にも学び
ながら強い要請が出て参りましたのは、
申し上げるまでもなく、今日日本農業
が非常にやがて曲がりかどに來てお
るとかあるいは転換期に來ておるとか
言われる、その転換期に來ておる日本
農業といふものをどう打開するかとい
う苦悶の姿の中から、ほうはいたる農
業基本法に対する要請として出て参
たと思ひます。

政府は、あるいは与党の諸君も、当
初は私どもの判断では非常に消極的
なかまゝでありましたけれども、農林
漁業基本問題調査会の答申が出、その
答申の中身が、政府・自民党の考
へておる方向における、つまり資本主義
のベースにおけるところの日本農業の再
編成という形において農業に對する
ところの基本政策なるものが打ち出され
てきておる、かような観点と、昨年の
秋総選挙を迎えるという、両々相待
つて農業基本法の制定に踏み切った
のではない、かように私も判断して
おりますし、同時に、この農業基本
法の制定に踏み切る段階の中では、例
の政府の所得増進計画の策定、こ
ういふものからみまして今回の提案を見た
ものと思ひます。しかし、政
府の農業基本法案の中身といふものを
私も、私が拝見をいたして参りますと、
これは私もから見てもことに問題の
多い基本法案の中身であり、また、私
どもの農業基本法案とはいふいろいろな
面で違つておる問題を持つておること
は、御判断の通りだろふと思ひます。
従つて、政府の農業基本法案
をもつては、総選挙の際に池田総
理が農業人口六割削減論を唱えて農民

て特殊な施設が講じられなかったという点もあらうと思う。しかしながら、一面におきましては、農地改革によって小作農が自作農になって、おのおの土地を所有して、みずからの土地を耕すというところに、新しい精神、息吹きが吹き込まれたことも事実であります。しかし、その後において、すべての財政その他の関係で、自作農にはなつたけれどもその自作農は相変らず耕作反別においては過小農形態をそのまま受け継いできただけでありまして、その面においてさらに政策は付け加えられるべきであつたと私も思つておられます。それがよく出てきておるといふところに、いろいろな私どもは反省すべき点があります。今日、他産業の非常な伸びと日本経済の総合的な発展の中にあつて、私どもは、今こそ農業に対する改革ができることだ、このときに進んでやるといふことであります。歴史的問題はもちろん頭に置いて考えることでございます。

○角屋委員 総理は、過般の予算委員会における松浦委員の質問に対して、農村の見方というものを、民族の苗しろ、きょうも何か倉成委員の質問に対して同じようなお話があつたように聞いておりますが、非常な古典的な農村に対する見解をお持ちのようでありまして、私も、日本の農業の今日置かれておる条件、そのよつて来た歴史的な経過の中では、この農村というものは、資本主義経済の中に於ける、苗しろではなしに踏み石にされてきたという認識に立つておる。その辺のところは、さらにこの問題の論議ということで、発展すること

は次にいたしまして、本論に入りまして、御承知の、政府が昨年の年末に決定をされました国民所得増進計画、この国民所得増進計画によりまして、御判

断の通り、今後十年以内に国民生産二十六兆円、こういうことに達することを目ざして、産業別国民所得では、第一次産業、農林水産業の伸びが、基準年次から年率二・八%で最も高く、第二次産業が九%で最も高くない。第三次産業は、商業、サービス業その他が八・二%、運輸・通信・公益事業が八・八%の伸びとなつておる。構成比で見ますと、第一次産業は一八・八%から一〇・一%に激減をする、これに反して第二次産業は三三・三%から三八・六%に増加する。一方、就業構造では、第一次産業千六百四十五万人が目標年次には所得増進計画の中では千五百四十万人に減少を予定しておる。また、かねて与党内でも問題になりましたが、この期間中における農林水産関係の投資額というのを見ますと、総額十六兆一千三百億円のうちに、わづかに一兆円にすぎない。国民所得増進計画実施上特に留意すべき諸点とその対策の方向として、農業近代化の推進ということが冒頭に書かれておりますけれども、今申しました、これから農業の近代化をやらなければならぬという政府の御意図であるならば、きわめて零細的な家族経営である日本農業の状態に対する近代化のための行政投資といふものが一兆円程度で十分いかのかどうかというところに疑問を持たざるを得ない。先ほど来、与党の質問に對しても、非常に農村にあたたかい愛情を持つような御発言がありました。

しかし、所得増進計画の中身を見てみるならば、また、農業の近代化をやろうとする行政投資を見ても、十六兆円の中のわづかに一兆円でものごとをやろうという中に、端的にやはり政府与党の依然たる農業軽視の計画というものが露呈されたのじゃないかというふうに思ひます。もっとも、予算委員会等における審議の経過等を見ますと、所得増進計画というものは、これは一つの今後の指針であつて、必ずしもこれに固執してやるつもりでない、こういう池田総理の答弁も私も読んでおるわけでありまして、先ほど来いろいろなことを総理みずからは言われまふけれども、こういう形において、はたして農業基本法案でいろいろ並べておるところの農業の近代化の方向というものが生まれるのかどうか、今問題になつておるところの農業投資の問題について、その後どういふふうな見解の上で立てられておるか、この点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○池田(勇)国務大臣 企画庁で諸問ひをいたしました所得増進計画の審議会の答申はお話のようでございます。普通の考え方はそうなつてくる。農業に対する関心が私はほどほどでございます。それから、(笑)そこで、私は、あれを見まして、これはいかにないぞ、こういう考え方は、わね、ほんとうの政治でないというので、われわれは考え方を答申の前文に書いたのでございます。この農業というものが普通の考え方でいけばそういう計算になります。また、私の氣に入らぬところは、倍増に走るあまり、べ

ルト地帯の方に主として興る、こういうようなこともやはりよくない。これは閣議でもはつきりみんながそう言ひます。また、わが党も全部その考えで、新聞にも出た通りであります。私は、いかにわが党が農業に対して普通の学者や一般人が考えているよりもより以上に考えているかということが、あの所得増進計画の前文にこの通りに書かれていないかというところを、御了承願ふと思ひます。

○角屋委員 私は、常々思ふのでありますけれども、国会におけるお互いの審議のやりとりというものの、質問、答弁があるいはそつなく済まされる、こういうことで問題が解決するわけではございません。質問が上手であつたり下手であつたり、あるいは答弁が上手であつたり下手であつたりすることなく、その為政者の胸の中に脈々としてそういう農政に対する愛情があるのかどうかということが問題であらうと私は思ふ。池田総理は、今朝来いろいろな意味において、農政に愛情を持ち、関心をもち、これからやるのだということを言われておりますけれども、言葉の上ではそのことはそのまま受け取つてよからうと思ひますけれども、實際問題は、今申しましたようなことを率直に言つて私は常々感じておるわけでありまして、先ほど来日本農業の今日置かれておる問題についても従来の為政者の責任だと言われる中に、自分が入つておるということをはたして念頭に置いておられるのかどうか。あるいはまた、今日政権を担当しておる池田総理の経済企画庁の中で所得増進計画がなされる、その中で閣議決定にまで持つてくる行政投資の中におい

て一兆円という姿において出てくる、こういうところに、いかに本席上で池田総理が農業に愛情を持つていくのだと言つても、やはり、予算の問題の中で、あるいはまた財政投融資の面で、あるいは今日農業基本法案と関連して出てきておる諸法案の中で、これが具体的に生きておらなければ、言葉だけではそのまゝ受け取るわけにいかない、私はこういうふうな思ひ方でありまして、その点については池田総理の答弁を求めるまでもないと思ひます。が、今のような気持でこれから臨まれるかどうかということを再度お伺ひいたします。

○池田(勇)国務大臣 戦後におきまして、われわれは農民の努力に報いるべくいろいろ施策をして参つたのでございます。世間でもわが自由民主党は農民党であると言われるほどやつてきたのであります。しかるにかかわらず、今回農業基本法を制定しなければならぬようになっておるのには、責任がなかり。農業自体がいかに努力しても、他の産業が非常な伸び方をしますから。日本の農業だつて、ほかの国の農業と負けぬようにいっている。まさるとも劣つていない。だが、他の産業が世界にないほどの非常な進歩をいたしますので、ふつり合ひが起つてきておる。これは責任がなかり。普通以上にやつてきておつたが、ほかが頭期的なものでございますから、この際それにおくれないうちに抜本的な施策を講じようとしておるのではありません。私は、施政演説でも申し上げておりますように、また、選挙のとき農村各地を回つてずっとお話ししているように、農業というものは、思想的にはほんとうに大事で

あり、産業的に非常に大事なものである。え、これには他の産業以上に倍、三倍の力を入れなければ、おくれを取り戻すことができない。こゝういふので私はこの農業基本法案を出してゐるのであります。幾ら申しても、そういう気になつていないのじゃないかと言つては困るのであります。て、ほんとうにその気持で私はこゝういふのであります。

○角屋委員 時間の関係もありますので、次に入らざるを得ません。

そこで、先ほど農林大臣がお答えになつた問題に關連するわけでありませんが、第一条の国の農業に關する政策の目標という中に、農業の生産性の向上と他産業従事者と均衡する生活を営むことに目標を置いてゐるが、私も社会党の案を総理もごらんになられたと思ひますが、「農民の所得及び生活水準が他産業に従事する者のそれと同一水準になるように高め」、こゝういふふう言つておるわけでありませうけれども、この政府案によりますと、所得の均衡という言葉は前文にも第一条にも出ておらずに、生活水準の格差の問題であるとか、あるいは生活水準を農業従事者その他の国民各層に均衡する、こゝういふ表現で言つておるのであります。これは、西ドイツあるいはフランスその他各国の先進国における農業基本法等を見ても、やはりそれぞれ特色はありますが、今日国際的には貿易自由化の問題を真剣に考えなければならぬ、また、国内的には、先ほど石田委員も御指摘のように、農業外の資本力が好むと好まざるにかかわらず今日具体的に農業の中に入つてきても、それはむしろ成長財といわれ

る畜産部面あるいは将来は果樹部面まで入るかも知れませんが、こゝういふ姿にならうとしておるのである、いわゆる内外の資本の攻勢の中においてきつめて脆弱な基盤に立つ日本の農民の方々がこれから安定的発展をやつていこうといふことは、なかなか苦難の道である、私は判断いたします。その際に、生活水準という形で表現はされておりますけれども、私が先ほど触れたように、所得増進計画の中では、予算委員会における淡谷委員の質問に対して農林大臣がお答えになつておりましたように、今後生産の伸び二・八%にいく場合には十年後には一三・三%になる、これに農業人口の削減等をあわせ考えた場合に、従つて、所得増進といふことはやはり計画の中では考へておらないのだ、こゝういふことを率直に申し述べておつたと思つてゐます。従ひまして、こゝういふ政府の所得増進計画あるいはまた農林漁業基本問題調査会における価格政策に対する考へ方、あるいは所得政策に対する考へ方、外国の先例にあるような農業と類似する他産業との所得均衡といふことを明示することなく、生活水準の均衡といふことでは、逃げたのではないかと、率直に言つてこゝういふ感じがいたすのであります。この点についてお答えをいただきますと思ひます。

○周東國務大臣 一応ごもっともなお尋ねてありますが、私どもの方は、所得の均衡といふことよりも、生活水準の均衡といふことの方が広いと考へております。もとより所得も生活水準の中にある重要な部門でありますけれども、所得以外に、生活環境を変える、

上下水道を設置し、あるいは農村における学校施設、社会保障施設、生活改善といふような面が都会地その他の方向と均衡することが今後必要になってくると思つてゐる。これは、あなたの方にも、別途生活環境の改善といふことが、たしか言葉は違ひますけれども出てゐる。文化その他いろいろな面において農村の生活といふものを他の方面と均衡する方向に持っていきたいといふのが私どもの考へでございます。もとより生活水準の均衡の中では所得が重要な部門になりますけれども、それだけの均衡でなくて、所得も含め、生活環境、あらゆる施設についての均衡ができることが望ましいのであります。で、その意味において私どもは生活水準を均衡せしめると書いたわけであり

○角屋委員 生活水準一般の中に所得も入ると言つて、生活環境その他後ほど私が指摘する問題についても触れられたわけでありませうが、農家では、まず所得の問題、ふところの問題が先決問題になります。先ほど各委員から御指摘のように、農業所得は今日他産業の所得の三分の一になつておる。この所得格差が非常に問題になつてゐる。こゝういふ際に、農業と他産業との所得均衡をさせるということに日本の農業基本法の特色を持たせ、具体的な今後の政策を基本的にとりかかるといふことをなすべきだといふことを明示し得なかつたのかといふことを私は率直に感ずるわけでありませう。大臣も御承知の通り、西ドイツの農業基本法の第一条の後半には、「農業従事者の社会的状態がこれと比較しうべき職業群と同等ならしめられるべきものとする」とある。そして、御承知の通り、六千ないし八千の農業経営体の経営実績を集計し、かつ利用して、農業の現状に關する報告書、グリーン・レポートが出される。これに対して、措置したところの問題についてグリーン・プランとして明らかにし、これを連邦議会及び連邦参議院に提出する。条文は読みませうけれども、この中には具体的には農業と他の類似する職業群との所得の均衡の問題が条文の中で明確に考へられておることは御承知の通りであります。さらにまた、去年制定されましたフランスの農業基本法の中には、「農業と他の経済活動とのあいだの均衡を確立することを目的とする」と前文にうたいながら、第一条の第二項において、「特に農業経営者および農業資金労働者の社会的地位を他の職業部門のそれと同一水準に維持するため、農業従事者その他産業従事者とのあいだに存する所得の不均衡の原因を除去することにより、この発展の利益に農業を適正に参与せしめること」と、さらにまた、第二条の第四項の中で、「農業経営者および農業資金労働者の労働、経営管理の責任、経営資本および土地資本に対して、他の経済活動部門において享受しうべき報酬と同等の報酬を確保すること」とある。ドイツの農業基本法においても、あるいはまた昨年できましたフランスの農業基本法においても、やはり、農業と農業基本法においても、やはり、農業と農業基本法の基本的な性格は、第二次、第三次産業と違ひまして、いかに政治的に積極的な施策を講じましても、経済成長の面では農業と他産業とが同等に伸びるといふことは産業本来の基本的性格から見てもなかなか至難でありま

す。従つて、こゝういふ面のカバーをする意味から、従来から各国ともに農業に対する保護的な政策をやらざるを得ない。これは農業の保有する基本的な性格から来ていると私は思ふ。こゝういふ条件の中で営々として苦勞して農業経営をやる農家においては、生活水準の前に、まず何といつても望むのは所得の問題であります。従ひまして、各国ともに、この点を非常に重視して、フランスの場合も西ドイツの場合も、所得均衡といふことを非常に強調しておるのだと思ふ。大臣は、生活水準の中に所得の問題も含むと言われましたけれども、その点を一つ再度お答えを願ひたいと思ひます。

○周東國務大臣 所得を増大するといふことはもちろん私どもの基本法にもありますけれども、農業生産だけで所得の均衡をはかることが困難な事情はあなたも御承知の通り。そこで、保護政策によつてその点を補ふといふことが出てくるわけでありませう。先ほどちやうとお話のあった価格政策についてはあとで別個お尋ねがあつたらお答えいたします。私は、むしろ一人当たりの生産性といふものを高めることを考へなくてはならぬと思ひます。その点は御質問にはございませうけれども、社会党さんの方の基本法案には、生産性の向上といふことが端的には現れておらない。これは生産力の増加といふことになつてゐる。これもあるいは生産が入つておるとおっしゃるかも知れませんが、しかし、今日考へられなければならぬことは、日本農業に対する過当労働の投下をどうするか、これが新しい農政としてはど

うしても考えなければならぬ問題であります。その点を私どもは深く考えておるわけでありませう。その点において生産性を増加しつつ、それから必要な生産物の生産増加をはかって所得を増加するということはもとよりでありませうけれども、それだけでなくて、生産性の増加によって、一面においては農業就業業者一人当たりの手取りを多くするということを考える。しかしして最後には価格の問題が出て参りますが、そういうふうな私どもは考えております。

○角屋委員 次に、法案の関係であります。従来やられなかった点で新しくこれから出て参ります問題として、御承知のように、第六条で、農業の動向に関する年次報告という事で、政府は、毎年、国会に、農業の動向及び政府が農業に關して講じた施策に関する報告を提出しなければならぬ。また、二項に、「前項の報告には、農業の生産性及び農業従事者の生活水準の動向並びにこれらについての政府の所見が含まれていなければならない。」、さらに、第七条で、「政府は、毎年、国会に、前条第一項の報告に係る農業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。」、この二項が国会に出て参るわけでありませう。さらにまた、従来なかった、これから公表として出て参りますものは、第八条の中に、「政府は、重要な農産物につき、需要及び生産の長期見通しをたて、これを公表しなければならない。この場合において、生産の長期見通しについては、必要に応じて、主要な生産地域についてもたてておるものとする。」、さらに、

第十一条の二項で、「政府は、定期的に、前項の施策につき、その実施の結果を農業生産の選択的拡大、農業所得の確保、農産物の流通の合理化、農産物の需要の増進、国民消費生活の安定等の見地から総合的に検討し、その結果を公表しなければならない。」、こういうふうな、政府が国会に書類として出す件が二項、また、一般に公表する文の中で出て参つておるわけでありませうが、御承知の通り、私ども党の関係では、農業に対する基本計画というものを第三条でうたい、また、農業に関する年度計画というものを第四条でうたつて、これについては国会に承認を求めるといふ事項になっておるといふことは御承知の通りであります。いづれにしても、これからの貿易自由化の問題、いろいろなことを展望して参りますと、農業についても、計画経済だとかやれ何だとか、統制経済だといふようなことを大臣が参議院で口をすべらされて問題になったように聞いておられますけれども、そういうことではなくて、今日、保守政であるうと、やはり一つの誘導的な計画にいたしましても、所得倍増計画を持つ、十一年にわたつての計画を持つ、あるいは道路その他いろいろな問題についても計画的なものを定める、こういう傾向にあることは御承知の通りであります。この際、日本農業の新しい方向を計画的に推進するためには、イタリヤ等で五カ年計画もあるようにありますけれども、そういうことに必ずしも内容的に準ずるかどうかわかりませうが、要するに、農業の基本計画というものは、あるいは農業の年度計画という

ものを立て、それに対する予算あるいは財政投融資というものについては、はっきりこれを確保する。御承知の通り、従来の予算関係の成立しますまでの経過を見ますと、農林水産関係の予算は最後にだめ押しをして相当の巨額の予算をとるといふのが、率直に言つて従来の姿なんです。むしろ、これから総理大臣が言われるような形で日本農業の新しい方向を熱意を持ってやられようとするならば、まず農林水産関係の予算については最初から、あるいは年次のある程度の展望の上に立つたものが確保される、財政投融資についてもいふかり、こういう形で毎年繰り返されるような体制が必要である。従来は、いわゆる予算の分取り作戦の中で最後に農林予算が農政議員の方々の強い努力等もあつてふえる。増額についての結果が出たところで政府、自由党の諸君等はまるで最初からきまつておつたように自慢をされますけれども、そういう形ではきまつて、この農業基本法の中では、総理大臣が先ほど予算の問題でちよつと言われたようにありますけれども、こういう予算措置の問題にいたしましても、あるいは財政投融資関係の措置の問題にいたしましても、これからはやはり農業の問題で精力的にやろうとするならば、予算の問題も財政投融資の問題も計画的なものを考える、こういう配慮が必要であらうと思ひますが、先ほど申しましたように、報告の問題、基本計画、年度計画の問題、それと予算、財政投融資関係の問題、あわせて一つお答え願ひたいと思ひます。

○周東國務大臣 私ども、農業基本法案を立案した趣旨におきましても、ただいま御指摘のように、需要並びに生産の長期の見通しを立てて公表する、しこうして、これに關して農業生産に關する施策という、九条以下それぞれ出て参りますものが、その立てた長期見通しに沿つて農業の選択的拡大あるいは農業生産基盤の整備及び開発とか農業技術の高度化とか、それぞれの問題を取り上げてこれに對して必要な策を講ずるといふことになっておりますから、おのずから長期見通しに立つての施策がこれによつてきめられるわけだと思ひます。しかも、これらに對しましては、先ほど御指摘のように、年々の実績と、農業生産性の問題なりあるいは農業従事者に対する生活水準の問題なり、そういう施策をなして一体どういふ形になってきておるかというこの報告を議會にする、そして、私どもの意図している新しい農政に關する問題を議會の問題としてそこへ出して、しっかりと御議論を願ひ、そうしてこれに對して別個の点があればまたこれを直していくという形にして、政府は積極的に農政を推進する熱意をここに現わしておるわけでありませう。従つて、御指摘のような形の予算というものを編成する。必ずしもいつも農林予算が一番あとになっておるわけではなideすけれども、こういうことができてくれば、私は、おのずから農林省関係の予算等にも一つのはっきりした目標が出て、それによつていく、かように考えます。

○角屋委員 今言つた新しいいろいろな国会に提示する問題、あるいは世上に公表する問題を責任を持ってやるためには、これはいろいろなことが必要でありますけれども、私は、農林省の場合で言うならば、統計調査機構の整備拡充という問題が非常に重要であらうと思ふ。過般私どもは果樹農業振興の問題についていろいろ論議しておりますけれども、果樹農業については残念ながら農林省として資料が十分整備されてない。これから成長財と言われる果樹の問題についていろいろやるうといつても、樹齢別あるいは樹種別のいろいろの調査をした資料がないということが指摘されているわけですから、こういう問題に取り組む場合には、従来の農林省における統計調査機構は、御判断のように、食糧の非常に不足な当時から足をしておりました、いわゆる作物から、経済もやる、あるいは一般統計もやるという総合統計のような形に変遷をして参つておるわけでありませうけれども、しかし、やはり国際的な視野を持たなければならぬから、従来やつておるアウトルック・サービスについても、この際やはりこれらの問題と關連して新しい視点からやり方を考えていかなければならぬ。いろいろな問題が私にはあらうと思ひますが、この際一部の問題にわたるような観がありますけれども、非常に重要な一つの面でありませうので、農林大臣から統計機構の整備強化の問題についてお答え願ひたいと思ひます。

○周東國務大臣 御指摘の点は全く同感であります。私どもも、この農業基本法の通過後の施行にあつて一番大事な点は、統計の問題を整備し統一することかと思ひます。いろいろ野党の方々から御質問を受けて、いろいろな統計がいろいろな目的で出ておつて、

どれによるかということが問題になる場合がある。こういう大きな政策をやるについては、その統計のやり方なり、どれによるかということをはっきりすべき必要がある。ただいま、三十八年度予算等におきましては、一応この農家計経済調査、それから内閣における消費統計というものに対する拡充の予算をとっておりますが、それ以外に、根本的に統計についてはさらに検討を加えたい、かように思っております。

○角屋委員 先ほど米の石田委員の質問に対して総理がお答えになった答弁の中で、少し気にかかる点がありますので、この際確認しておきたいと思います。

例の、農民と言いますか農業従事者と言いますかという場合に、私の承ったところでは、農家と言ふ場合には段がある、ピンからキリまであると言われたか知りませんが、兼業もあれば専業もある、従ってはっきりさせたのだ、こういうふうには言われませんが、はっきりさせたのだという意味は、専業農家ないしは含むとしても第一種兼業程度のところまでを農業従事者として主として考えたいのだ、こういう意味で先ほどの答弁になったのかどうか、その辺のところをちょっとお伺いしておきたいと思います。

○池田(勇)國務大臣 そういふふうに言いますとまた誤解があるのです。第一種兼業農家といつても、いろいろな種類がございますから、そこで、農家と言つてもいろいろな種類がありま

す。農民と言つてもまたいろいろのものがありますから、やはり、農業従事者と言ふのが一番正確なんじゃないか

ということでは私は使った。(角屋委員「兼業も入るといふ意味ですか」と呼ぶ)法制局長官でございませうから、はっきりしたことは……。私の気持は、だから、農家としたら第一種兼業、第二種兼業、第一種兼業の中でも農業従事者というものはあるわけですね。

○角屋委員 私ちよっと疑問があったから質問したのですが、総理の答弁を聞いてみると、なおまたわからなくなりました。われわれは、従来から、農家といえは、専業あり、第一種兼業あり、第二種兼業ありということでは解している。そういうものを総括して農業従事者という言葉で現わしたのか、あるいは、農業従事者という場合は、そういう従来の農家の分類の中で、含むべき、主として含むという考

えのもの、ある程度薄気持があるかどうか知りませんが、除外して考えたい部分と考へ方の中にあって農業従事者という言葉を使われたか、その辺のところをもう一ぺん……。

○池田(勇)國務大臣 これは、一種兼業、二種兼業でも農業従事者はあり得るわけです。農業に従事しておるわけですから。(角屋委員「あるのですか」と呼ぶ)ある、ある。

○角屋委員 その点はまた別の機会にさらにもう質問せられる方があらうと思ひますから、次に移りたいと思ひます。

員会でも、与党の諸君からも、その点がちよっと、最近地方を歩いてみて心配になられたのでしよう、質問がございまして、大臣からは、若干従来よりも前進をしたような答弁があったように私は判断したわけですが、それは、いわゆる農業のグラウンドというものを、一応、現在の耕地あるいは原野、こういうものに前提を置いて、これからの構造改善をやるか、あるいは、それ

の構造改善をやるか、あるいは、それといった考え方であるのか、あるいは、また、これからのさらなる積極的な農業の総合開発というものをやるかというのか。つまり、これから伸びる生産財といわれる果樹の部分あるいは畜産の部分にしても、畜産には当然相当な草地を必要とするのでありましようし、果樹には相当な樹園地を必要とするのでありましよう。事実、私は三重県でありま

すけれども、三重県の南部地方に約三千から五千の新しい、夏カンを中心とした樹園地を作ろうということ、非常に積極的なやつである。こういう問題の場合に、今日、開拓政策の後退と関連を

して、私どもはこれが推進のために苦勞をいたしておる。いづれにいたしましても、開拓の問題、農地造成の問題というところで、私はこれは予算委員会と分科会でも大臣にお尋ねをして承ったわけでありましようけれども、御承知の通り、政府の答弁の中では、現在の水田三百四十万町歩、畑二百七十三万町歩が、十年後においては、水田は若干減りまして三百三十六万町歩、畑が若干ふえまして二百八十五万町歩、こういうことで、もちろんつづれ地等も予想いたしまして、差し引き若干の伸びとらう、そういう十年後の耕地の農業基

盤というものを考えておるわけです。これは、わが党で言っておるように、三百四十万町歩、この中には耕地百万町歩、牧野二百四十万町歩というものを想定しておりますけれども、そういう面積は別

といたしまして、今後ともやはり国土の総合開発の中における農業のグラウンドを拡大していく、これは、国際的な耕地の利用率等の比率というものは、今さら指摘するまでもございませうから省略いたしますけれども、そういう面にきわめて消極的なものではないか。もっとこの面を積極的な考え方かどうか。もちろん、終戦後実施されたような緊急開拓政策の中で、今日

いわゆる既入植者の安定対策に非常な苦勞しなければならぬという問題がございまして。しかし、これは、御承知の通り、海外から引き揚げの者を受け入れなければならぬというところとあえずの緊急措置の問題もあり、また、財政

投融資等の問題が適時適切に行なわれなかつたという点もあるだろうと思ひます。そういう問題もございまして、や、やはり、今後やる場合においても、適地調査の点においても、耕地面界その他の面でのいろいろな問題があり、また、入植の場合でも、科学的な基礎の上に立つてやらなければならぬ。あるいは、実施の場合においても、パイロット・プログラムその他、従来の経験等に学びながら、営農類型等を十分に考慮し、新しい成長財等も十分考えに入れてやられていくことは当然必要だと思ひます。こういう面でも、私は、政府の農業基本法案の中でもそういったような積極的な意欲がうたわれ

ておると思ひますし、所得倍増計画におきましても、あるいは過般米の

農林大臣その他の答弁からいたしましても、農地の造成に対する積極的な意欲というものはないんじゃないかと思ひますが、その点、お伺いしておきま

す。

○周東國務大臣 お尋ねでございますが、私ども決して消極的ではございませう。積極的に行なうたいと思ひます。ただ、その積極的というものは、無計画に土地をふやすということであつてはならぬと思ひます。私は、農業基本法

制定の暁におきまして、先ほどもお答えしたと思ひますが、各種の農産物のこれから伸びる必要の面積を再検討して、さらにあの倍増計画に現われておる土地の問題について必要があれば修正を加えたい、こう思ひております。これは総理初め、企画庁長官もたびたびお答えをしておるところであります。

事する技術者の問題もそうでありまして、こういう点についてやはり真剣に考へべき段階にあると思ひますが、いかがでありますか。

○周東閣議大臣 全く同感であります。じみなどという言葉をお使いになりましたが、私は、これこそ将来の農村の一番大事なことだと思ひます。

従つて、三十六年度の予算におきまして一部それは現われておりますが、まだ十分ではございません。今日、農業技術者の再教育と申しますか、ことに改良普及員の特技というものを特に伸ばすために、畜産並びに果樹の技師について、先ほども申しましたような十五府県等、あるいは中央農業試験場、畜産試験場において再教育をやる。また、同時に、農業者に対しては、習熟場その他の場所におきまして技術を与えるというのを考へておりますが、御指摘のように、農業大学等に入ってくる人は、どうも農業大学の方が農科が一番強だといふので、農業に志さなくても大学に入るといふことに入つておる、あとは農業の方に帰らぬといふことではあります。むしろ、農村の中堅として残る人ならば、それらに農業教育をやるについて特殊な月謝等の減免等も考へられないかといふようなことも考へて、農業教育について力を入れる必要があると、こういうふうに考へておりますので、全般的にはよく文部省とも連絡して考へていきたいと思ひます。

○角屋委員 最後に、法案関係では第二案の第八項になる問題であります。が、「農村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、婦人労働の合理化等により農業従事者の福祉の

向上を図ること。」、この中で環境整備という問題が出ておるわけでありまして、これは、かねて福田農林大臣当時に着目されて、この方面の仕事に若干着手されたわけでありするけれども、私どもがいろいろ資料をもらつて見て参りますと、たとえば無点灯部落というふうなものを一つとつてみましても、開拓地で二千五百部落、四万三千戸、僻地の五戸以上のところ

で三千部落、四万三千戸、僻地で五戸以下のものが二万五千戸、全部締めて十一万一千戸の無点灯部落といふものがあるわけでありまして、私どもは、こういう無点灯部落について、農林省が無点灯地区の解消のために計画的にやつていくことは承知してあります。しかし、積極的にやはり環境整備といふことを言うならば、全国的に見て今当面のところこの数字が正しいとするならば十一万一千戸、これは、最小限

三カ年計画なら三カ年計画、あるいは二カ年計画なら二カ年計画でやつても、そう大きな経費がかかるわけではない。これは一例でありするけれども、さらに、農村における健康関係の地域格差、あるいは教育関係の地域格差、あるいはまた文化関係の地域格差、こういうものをいろいろ見て参りますと、たとえば健康関係で乳児の死亡率等を見て参りますと、全国平均を一〇〇として、都市の七七に対して農村では一二〇といふようなことで、死亡率が非常に高い。こういうふうなこともありますし、さらにまた、教育関係に入つて参りますれば、高校の進学率は、全国平均が五一%で、都市が六二%に対して、農村関係は四一%といふようなことであります。

るし、また、文化関係におけるラジオの普及率とか、あるいはまた水道の普及率であるとか、道路の密度であるとか、あるいは鉄道の密度であるとか、あるいはまた電話の加入者数であるとか、あるいはその地域における会社などの程度あるとか、いろいろさういふ問題を考へて参りますと、いわゆる都市的部分を除く小都市と農村を比べても相当の差があるし、また、中都市以上の都市と比べるならば相当大きな差がある。こういう面でも、私どもは、環境整備といふことはきわめてじみな方面のようでありするけれども、やはり、地域的な格差をなくす上から整備していく必要がある。先ほど大臣は所得均衡の問題は生活水準の均衡の中に含まれると言つたけれども、そういうことを言われ、そういう面でも積極的な意欲を持たれるといふならば、むしろこういう面でも積極的に環境整備の面についてやらねばならない。その面では、たとえば、道路五カ年計画なん

かでは、はなばなしく相当な経費を使わなければならない。単に国道の幹線道路から県道においてくるという形ばかりではなしに、農村僻地あるいは山村僻地、あるいは山村僻地等における農業振興道路といふものが、あるいは農村における産業道路といふものが、そういう問題に積極的に取組んで、全体の道路計画の中からさういふものにもやはり予算を振り向けて、上から来る分と下から迎える分とをもちつて道路の整備の万全を期すること、こういう心がまえが必要であらう。やもすれば、政治は都市中心になり、あるいは第二次、第三次産業中心になる、こういうふうに必ずしもなくてはならないと思ふ。私どもは、目の当たらないところに光を通すという気持をお互いが持つならば、こういう環境整備の面は、きわめてじみではありますけれども、十分実態調査の上に立つて積極的に推進をしないと、いふことがきわめて重要な問題ではないかと思ふのですが、この点についてお伺ひいたします。

○周東閣議大臣 この点も全く同感でございます。私もそれは非常に積極的に考へております。ことに、先ほど御指摘になりました無点灯部落の解消五カ年計画については、三十六年度はその二年目にあたつております。従来七千四百万円くらいだったのを、金のことを言つてはおかしいが、倍の一億八千万円になつております。無点灯部落の解消、昨年は四千戸であつたのが、八千戸をやつて、五カ年で解消するといふ予定であります。まだ金額が少くないと思ふ。

それから、御指摘の乳幼児の問題がございまして、これは、今厚生省と連絡して、無医村部落解消という目標のもとにこれをやつていこうといふ考へであります。

それから、道路の問題、これは、もちろん、私どもも、山村、漁村、農村に対する道路の完成については、道路五カ年計画において額も二兆にしております。この点は御指摘の通り考へております。

それから、特に生活改善といふ問題で、現在農林省では千八百人くらい府県に生活改善普及員といふものを置いて、これが上下水道とか各種の問題に触れてやつてきております。相当効果をおさめておるようでありまして、もっともこれを増したい。

あらゆる点において、こまかい点は略しますが、生活環境の改善といふことが、御指摘のように消極的であるといふことになりまして、それが、それらのこともやはり農民、漁民、山村民の生活を上げていくということになると思ひます。

○角屋委員 わが党の方では、御承知のように、農村生活近代化法案といふのを近く出す予定になつておるわけですが、けれども、不良住宅の解消にしても、雑然たる住宅の関係を、都市における都市計画を実施するように、農村における都市計画的なそういう面の積極的な実施といふ問題も含めて、私は真剣にこの問題は考へていただきたいと思ひます。

本日は農業基本法案に対する当初の総括質問でありますので、しかも時間的に制約されて十分な論議を展開することはできませんでしたが、いづれ各項にわたりました際にさらにお尋ねすることにしたしまして、これで私の質問を終わります。

○坂田委員長 農業基本法案二法案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、明日午前十時から続行することにいたします。

○坂田委員長 次に、内閣提出、果樹農業振興特別措置法案を議題として、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。西村力弥君。

○西村(力)委員 簡単に尋ねます。が、私、山形県です。山形県は、統計にも表れております通りに、サクランボの生産量は全国で一番です。ところ

第一類第八号 農林水産委員会記録第十四号 昭和三十六年三月十五日

二二

が、今年度下半期の外貨割当申請を業者が非常に多額に出した、そういうことで、そのサクランボの買いたたきが行なわれるだろうと、果樹サクランボを経営している諸君は大恐慌を來たしておるわけなんです。それについて農林省及び通産省の意見、態度というものを聞きしたいわけですが、一体、ことしの今回の外貨割当申請はどのくらい出ておりますか。

○齋藤(誠)政府委員 今お尋ねになりましたサクランボの外貨申請額につきましては、今手元に資料がございませんで、後刻調べた上でお答えいたします。

○西村(力)委員 局長お知りでないようですが、農林省の食糧庁の食品課について調べてみますと、九十一万ドルとなつてゐる。九十一万ドルの原料の桜桃を入れたら、国内生産の桜桃の価格といふのはどれほど買いたたかれるか、これはおそろしいことなんです。それで、いろいろあなたの方の担当の諸君とも話したのですが、やっぱり果樹振興という立場からこれは全部アウトにしたい、こういう意向が強い。これは確かにその通りです。ところが、よく調べてみますと、このカン詰用の桜桃のある種類はドレン・チェリーというのだそうですが、これが割当制で、サルファード・チェリーが自動承認制だ、こういうことになつてゐるのだそうで、同じカン詰用のサクランボが二種類に分かれておる。どうもおかしいですね。この点は、そうなつておるかどうか。通産省の方はいられませんか。まだ来ないですか。

○齋藤(誠)政府委員 今の御質問でございしますが、今手元にお答えの資料を持っておりますので、後ほど調べましてお答え申し上げます。

○西村(力)委員 突然で、事前の連絡がなかったもので、御準備がないこともやむを得ないと思うのですが、今また大臣も見えましてから申し上げますが、イタリアから九十一万ドルのサクランボのカン詰の原料を入れる、それでサクランボの生産者は大恐慌を來たしてゐるわけですね。それをやめにしてもらいたいと言つたら、農林省の事務当局の意見はまゝと、あなたの方でまゝと下さるのですかどうですか、これは全部アウトにしよう、こういうことで、通産省に持つていっているところ、よくよく調べてみる。そのカン詰用のサクランボのドレン・チェリーという種類のものが割当制で、サルファード・チェリーというのが自動承認制、こうなつてゐる。二種類あるのだという。これは、大臣、やっぱり両方とも割当制にしていかなければ意味がないのじゃないか。せっかく生産者を守ろうとしても、一方に抜け穴があつたらどうにもならないということになるのです。どうです、一つこれをはつきりして、両方とも割当制にしてこれを修正する、その自由化のランクをはずして、両方とも割当制にするという、そういう態度で交渉する、こういう工合に、あなた一つはつきりした態度を示してもらいたい。

○西村(力)委員 振興局長、大臣はよく調べるといふのですが、振興局長としての立場を一つ表明してもらいたい。

○齋藤(誠)政府委員 今の点につきましては、今調べておりますけれども、基本的に、お話しになりました点につきましては、われわれといたしましては、今後の果樹振興との関係もありまして、外割等について消極的に扱いたい、こういう考え方でやっております。なおよく検討いたしまして、御趣旨に沿うようなことで検討いたしたいと思ひます。

○西村(力)委員 両方とも割当制にしてもいい。しかもなるべくこれは割当をしないような方向をとつてもらいたいという趣旨は、これは、単に果樹生産者が困るというばかりじゃなく、まず、サクランボの生産というのは、非常に苦心の要るものなのです。私のうちにも十本ばかりありました。今一本もなくなつたのはなぜかという、全部虫に食われた。そして一本もなくなつてしまつた。相当手を入れないと、消毒や何かを他の果樹以上にやらないと、うまく育たない。うまい生産をとれないのです。そういうことが一つと、それから、他の外貨獲得のために輸出するカン詰用のくだものと違ひまして、サクランボというのは、カクテルにちよつと浮いたり、あるいはお菓子の上にちよつとのせたり、フルーツの中に飾りにちよつと入れたり、そういう工合に、ほとんどが国内消費であり、しかもこれはアクセサリー的なものです。そういうものから、少しぐらい値段が張つたって、これはそういうものを食べる人、飲む人が負担してもらふべきでないことなので、これがもし外国へ輸出するカン詰

の原料ということになると、あまり高くなればやはりやむを得ないときがあるかもしれないけれども、サクランボに限つてはそんなことは一切御懸念がないわけですね。必要がないわけですね。ですから、これはやはり、そういう種類のものですから、外貨割当は基本的にほしくないという方向をとつてもらわないと、せっかく苦心してサクランボを育てて、またこれから増反しようとする努力をする諸君は、たまつたものじゃないということになるわけですね。さつき大臣のいふとき申し上げたのですが、農林省の園芸課と食糧庁の食品課が打ち合わせをして、振興局長が経済局長か、どつちかで調整をして、農林省の意見として、これは全部申請はアウトにしておらうというところと通産省に持つていっておる、こういうことですから、大へんけっこうである。そういうことにしてもらいたいと思ひます。そういう方向を今後ともとつていただきたいものだ。この点、大臣も、サクランボの果樹を育てる難儀と、それからその使い道から言つて、こういうものはやはり大事な外貨を使ひべきじゃないという方向をはつきりここで納得した、了承したという態度を表明してもらいたい。

○周東國務大臣 私は、日本の果樹を生産する農家のためのことを考えておりますから、お考えの方角でいきたいと思ひますけれども、私は初めて聞くので、そうせいと言われても、また特殊な事情があるかもしれないので、よく調べた上で善処いたします。

○西村(力)委員 通産省は来ておりますか。

○坂田委員長 出ておるはずですよ。

○西村(力)委員 こうやってサクランボの果樹振興の話をしておりますが、果樹振興法の中に対象品目としてサクランボが入つていなければちよつとおかしくなるのですが、これは入つてゐるのでしょうか。

○齋藤(誠)政府委員 昨日お答えいたしましたように、政令で樹種を指定することにしたしておりますが、桜桃も入れるように予定しております。

○西村(力)委員 通産省の方に伺いますが、農林省の食糧庁の食品課の回答では、ドレン・チェリーはF A制、サルファード・チェリーはA A制、こういうことを半日かけて調べていただいたのです。その通りであるだろうと思ひまして、それは両方とも割当制にしてもらわなければいかぬと大臣に申したら、大臣は、検討する、善処する、こういうようなお話でしたが、あなたの方は担当省ですが、それでよろしいのかどうか。どういう工合になつてゐるのでしょうか。

○西尾説明員 お答えいたします。貯蔵あるいは調製しました果実及びナット類は現在A A表に載つておるわけでございますが、その際検討上な十分でなかつた点があるかもしれないので、今後、大蔵省、農林省と十分協議いたしまして検討いたして参りたいと思ひます。

○西村(力)委員 続いて、検討の方角はどうですか。私の期待するような方向に検討してくれるかどうか。

○周東國務大臣 これは一つ政治的におまかせ願ひたい。事務当局も問ひ詰めて今返事を求められることはちよつと無理だと思ひます。よく検討して善処することになつたと思ひま

す。私もあなたの先ほどの御趣旨はよくわかっておりますから、よく考えて相談をいたします。

○西村(力)委員 大臣のお言葉を信じたいと思うのですが、しかし、はっきり記録に残さないと、どうも検討する検討するではちょっとどっちに向くかわからないと思うのです。文字通りに言えばそういうことになる。これはやはり通産省の方では何かやはり検討が不十分があるように見えるわけですね。F A 制のものとA A 制のものと分けた場合に、検討が不十分であったようにも考えられる。再検討の結果は、今大臣が言われたというか、考えていらっしゃると推定する方向にぜひ持っていていただかなければならぬと思います。通産省事務担当者としては答えられることができませんかどうか、どうでしょうか。

○西尾説明員 そうしたことにつきましては、すべて今後十分慎重に三省間で検討をして参りたいと思います。

○西村(力)委員 それでは、ぜひ大臣に私の言う方向に努力をいただくことをお約束いただきまして、終わりたいと思います。

○坂田委員長 他に質疑の通告もありませんので、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○坂田委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

○坂田委員長 ただいま可決いたしました果樹振興特別措置法案に対して、中澤茂一君より、自民、社会及び民社共同提案の附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者にその趣旨説明を求めます。中澤茂一君。

○中澤委員 ただいま議決になりました果樹振興特別措置法案は、本委員会の質疑にもありましたように、種々問題があると考えられるのであります。ここにおいて、本案をさらに完璧なものとするために、次のような附帯決議を付すよう、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して動議を提出いたします。何とぞ御可決あらんことを希望いたします。

果樹振興特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、果樹農業の飛躍的発展のために欠くことができない果実の流通、加工、消費拡大あるいは輸出等の面に対する具体的な施策を包含した総合的な制度をすみやかに確立すべきであるが、当面、次の諸点に留意してその施行にあたるべきである。

記

一、果樹園経営計画に対する都道府県知事の認定要件である樹園地面積の計画目標は、特別の場合には、五町歩以上とすること。

二、本法の対象となる果樹の種類については、逐次これを拡大すること。

三、本法の運用にあたっては、果樹園の新設、増反に偏することなく既成園の振興策についても十分な配慮を加えること。

四、果樹植栽資金の貸付条件は、なるべく長期低利とし、またその貸付けにあたっては、従来の系統金融体系をみだすことのないよう特段の考慮を払うとともに、その融資手続は極力これを簡素化すること。

五、果樹関係の農業改良普及員の増員と資質の向上を行ない、果樹園経営計画の作成指導にあたらしめること。

六、ジュース類については、消費の宣伝啓発を行なうとともに、農林物資規格法により品質規格の改善向上に努めること。

七、中央卸売市場における卸売業者の果実に対する市場手数料については、早急に検討して適正化を図ること。

右決議する。

衆議院農林水産委員会

〔拍手〕

○坂田委員長 ただいまの附帯決議については、政府の所見を求めます。周東農林大臣。

○周東農林大臣 ただいまの附帯決議に關しましては、委員会の決議の趣旨を尊重して、今後実行していきたいと思っております。

○中澤委員 特に、この附帯決議の中で、第一の樹園地計画面積の問題でございますが、これは、やはり、山間僻地等いろいろな立地条件によって、どうしても十町歩の樹園地計画が不可能なところがあるのであります。それは

果樹振興上非常にまずいことだとわれわれは考えておるので、どこまでも樹園地計画の五町歩単位のものも政府は認めていく、こういうことを特に政府は確認していただきたいと思うのであります。それが、それについての御答弁を求めます。

○周東農林大臣 ただいまのお尋ねに關しましては、特殊の地帯に關しまして五町歩以上のものを認めることについては、私もさようにしていくつもりであります。

○坂田委員長 これより自民、社会、及び民社共同提案の附帯決議を付すべしとの動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

○坂田委員長 ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

次会は明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十四分散会

〔参照〕

果樹振興特別措置法案(内閣提出第九九号)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

農林水産委員会議録第八号中正誤

ハシ段行 誤

二三 第二條第一項(漁)

二四 元 遼重 遵守

農林水産委員会議録第十一号中正誤

ハシ段行 誤

二四 求 債権 正

二四 求 債権 正

昭和三十六年三月二十二日印刷

昭和三十六年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局